7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
	1. 経営管理態 勢	(2) 経営方針等	第二種	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含動に重大な状況が認められる状況	(1)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号 (1)(2)金商法第51条	(1) 当社営業員は、当社専用の不動産投資ファンドに関してレバレッジリスクを理解していなかったことから、当該ファンドの募集の取扱い時に、投資判断に影響を及ぼす重要な事項である同リスクを顧客に説明しておらず、出資金の毀損率が不動産価格の下落率と同程度であるかのような誤解を顧客に与えていた。 (2) 当社では、当該ファンドの導入に伴う商品性の検討や販売資料の作成等の実務を全て営業企画室長1名に負わせ、内部牽制が機能しない状況となっていたほか、当社が実施した営業員向けの勉強会や研修において、当該ファンドのメリットを強調した説明等が中心となり、レバレッジリスクについての説明が行われていないなどの内部管理態勢に係る欠陥が認められた。さらに、償還金の元本割れに係る顧客対応において、レバレッジリスクに係る説明が十分に実施されておらず、苦情処理態勢にも不備が認められた。	0	22.4~6
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	1. 経営管理態 勢	(2) 経営方針等	助言	報告徴取命令に対 する虚偽報告	金商法第52条第1項第 6号	当社は、金商法第56条の2第1項に基づき行われた報告徴取命令において、当社が当局の登録を受けずに業務を行っている事実を隠蔽する目的で、①ファンドの申込者の数及び申込金額について過小な数値とする、②当社は自らの業務が第二種金融商品取引業に該当することを認識していながら、投資助言業務の範囲内であると認識しているとする、などの虚偽の報告を行った。	o ——	22.1~3
Ⅱ-1-1 態勢編•共 通項目	1. 経営管理態 勢	(2) 経営方針等	第二種	集団投資スキーム 持分の私募の取扱 いにおいて公益及 び投資者保護上著 しく不当な行為が 認められる状況	金商法第52条第1項第	当社は、A社を営業者として、1号有限責任事業組合(以下「1号組合」という。)に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約(以下「1号ファンド」という。)持分及び、2号有限責任事業組合(以下「2号組合」といい、1号組合と併せて「当組合」という。)に対する出資を出資対象事業とする匿名組合契約(以下「2号ファンド」といい、1号ファンドと併せて「当ファンド」という。)持分の私募の取扱いを行っていた。さらに、当社は、A社との有限責任事業組合契約に基づき、当組合の組合員として、A社から当組合に出資された資金を基に美術品の売買等に係る業務を執行していた。今回検査において、当ファンド持分に係る当社の私募の取扱い業務について検証したところ、以下の事実が認められた。(1) 当社は、1号組合が絵画の購入を委託していた業者に対して、5作品(以下「本各作品」という。)に係る売買代金全額の支払いを行っていた。しかしながら、当該業者がオークションハウス及び海外の業者に売買代金全額を支払っていない状況にあったことから、当社は本各作品の所有権を取得していないことが判明した。本各作品が以上のような状況にあるにもかかわらず、当社は、本各作品に係る売買契約の履行状況及び所有権の取得状況を把握しておらず、1号組合が所有権を取得していない事実を看過していた。また、当社は、今回検査で指摘を受けて、上記のような状況を認識した後も、1号組合と同様のスキームで運用される2号組合に対する出資を出資対象事業とする2号ファンド持分について、私募の取扱いを中止するといった対応等を何ら採っていない状況にあった。(2) 当社においては、1号組合が上記のような状況にあることに加え、1号ファンドの決算日から半年以上経過した時点においても、決算報告書の作成すら行われていないことを認識しながら、記載に不備のある契約関係書類に基づき、私募の取扱いを行っている状況が認められた。	0	22.1~3
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	1. 経営管理態 勢	(2) 経営方針等	第一種 (有価)	報告徴取命令に対 する対応の不備	金商法第56条の2 金商法第52条第1項第6 号	当社は、金融庁長官から、「不適切な業務運営を看過するなど、経営管理態勢・内部管理態勢に重大な欠陥があると認められる状況」に該当するとして、行政処分を受けており、当該行政処分においては、当該行政処分に先立ち、当社が金融庁長官の報告徴取命令を受けて提出した報告書の記載内容が、事実認定の重要な要素となっている。しかしながら、当該報告書については、①その記載内容に不足及び事実に反する記載があること、②当社は、調査・検証が不十分なままこれを作成、提出していたこと、③当該行政処分において事実認定された取引とは、認められない内容の取引があることが認められた。	0	21.10~12

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
	1. 経営管理態 勢	(5) 会議録等	運用	第三者割当増資の 決議等に係る議事 録の不実記載等		当社は、当社が資産運用を行っている投資法人の第三者割当増資に対する当社の助言等に関する投資委員会及びその直後に開催された取締役会での審議、承認及び決議等において、第三者割当増資議案に係る誤った決議、当該誤決議に気づいた直後の不適切な対応、社外取締役に対する投資委員会議事録及び取締役会議事録の不実記載への協力に関する依頼、当該議事録の不実記載を行っていた。	0	20.10~12
	1. 経営管理態 勢	(6) 業務運営へ の取組み	第一種 (有価)	法令違反その他の不適当な勧誘である。 注な勧誘である場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第9号 金商法第51条 金商法第64条の5第1 項第2号	当社は、投信営業において、経営陣の一人である取締役常務執行役員営業本部長をはじめとする営業本部が、コンプライアンスよりも収益(手数料等)を優先する考えのもとで強力な営業推進を行うなどした結果、①ブルベア投信については、同一の営業員が同一日に、別々の顧客に対して合理的な理由なく異なる相場観等を伝えてブル型・ベア型双方につき乗換勧誘を行っていた事例や、売却する投信の概算損益につき説明をすることなく乗換勧誘が行われていた事例が認められ、②毎月分配型4投信については、4銘柄間において非勧誘を装った短期間の乗換勧誘を繰り返しており、また、その結果、顧客のニーズ等を勘案し、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項についての説明が行われていない事例が認められるなど、法令違反その他の不適当な勧誘行為が業務組織を通して多数行われ、顧客に多額の手数料を負担させていた。また、当社においては、上記のような不適当な勧誘行為につき、内部管理部門による十分な牽制機能が果たされず、看過されており、さらに経営陣においてもこれらの不適切な業務運営の把握・管理等ができていなかった。	0	21.10~12
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(1) 経営陣の取 組み	第一種 (その他)	検査忌避	金商法第198条の6第11 号	当社代表取締役社長は、臨店検査中において、検査中に発覚した法令違反行為に当社が会社として関与していない旨の事実に反する供述をするよう部長に指示し、また、自らもその旨の虚偽供述を繰り返した。さらにそのような中で、代表取締役社長は、検査官から当該法令違反行為に係る関係書類を提出するよう指示を受け、その旨を当社役職員に対し指示したところ、常務取締役から、当該法令違反行為に係る重要な証拠書類5点が保管されていることの報告を受けた。当該報告を受けた代表取締役社長は、上記虚偽供述の内容に相反しない書類1点だけを提出することとし、その他の書類4点については「常務取締役に任せる」旨の指示をしたところ、当該指示を受けた常務取締役は、そのうち3点の書類をシュレッダーにより裁断した。	0	21.7~9
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(2) 実践計画、 行動規範	運用	法令等遵守態勢の 不備	_	当社は、①当社の社内ルールである「コンプライアンス基本規程」において、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス・プログラムの運営体制、コンプライアンス実行計画、研修計画等、必要な事項を定めるとしているにもかかわらず、当該コンプライアンス・プログラムを策定しておらず、②コンプライアンス基本規程において、定期的に法令・諸規則等の遵守に関する自主点検すると定めているにもかかわらず、当該自主点検の実施に関する規則を策定しておらず、また、自主点検も実施していなかった。さらに、③広告等の審査に係る社内規程が整備されておらず、当該審査に係る記録・資料が組織的に保管されておらず、その結果、広告審査が実際に行われたか否かについて事後的に検証できる態勢となっていなかった。	-	20.1~3
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種 (有価)	勧誘相手方の人数 制限を超えた私募 債の勧誘及び同行 為に係る内部管理 態勢の不備	(1)金商法第4条第1項 (2) -	(1)当社は、勧誘した私募仕組債について、発行者による法定の届出がなされていないにもかかわらず、私募の法定要件である勧誘の相手方の人数制限(49名)を超える、72名の顧客に対し当該商品の取得の申込み勧誘を行っていた。 (2) 当社は、私募の取扱いに係る販売資料の取扱い等について社内規程を作成していない、前回検査以降に販売した私募仕組債4銘柄のうち、3銘柄の販売用資料について広告審査を実施していないなど、法令違反を未然に防止するための内部管理態勢の整備を行っていなかった。	-	22.10~12

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例 第一種 (有価)	無登録による投資運用業務	金商法第29条	当社は、平成22年2月以降、3本の投資事業有限責任組合(以下「当該3ファンド」という。)の出資持分の私募及び5本の投資事業有限責任組合(以下「当該5ファンド」という。)の出資持分の私募の取扱い(以下、私募及び私募の取扱いを合わせて「自己私募等」という。)を行っている。また、当該3ファンドについては、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として運用(以下「自己運用」という。)を行っているとしている。しかしながら、①当該3ファンドに係る出資持分は、いずれも平成22年2月から同年6月にかけて当社が出資持分の私募を行い、投資対象先も同一法人が発行する株式としていることから、6月以内に発行された同種の新規発行権利となる。このことから、当該3ファンド全体で、適格機関投資家以外の者からの出資が49名以下でなければならないところ、142名となっており、当社が行った当該3ファンドの自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。②また、上記①の状況が特例業務の要件を満たさないことに気付いた当社は、平成22年6月に、当該3ファンドのの状況が特例業務の要件を満たさないことに気付いた当社に、平成22年6月に、当該3ファンドの運用を行っていた。。③さらに、平成22年3月から同年6月にかけて当社が出資持分の私募の取扱いを行った当該5ファンドについては、当社以外の者が無限責任組合員となっているが、実際の運用は、当社が、当該3ファンドと合わせ一体として行っていた。		23.1~3
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	外国投資証券に係 る募集の取扱いを 行っている状況	金商法第29条	当社は、平成19年10月から同21年12月までの間、5本の海外ファンドそれぞれについて、当社のホームページ等を通じて関心を持った50名以上の個人顧客に対し、第一種金融商品取引業の変更登録を受けていないにもかかわらず、有価証券の募集の取扱いを行っており、その結果、9名の顧客が約定に至っている状況が認められた。	0	22.7~9
Ⅱ-1-1 態勢編•共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例 助言	集団投資スキーム 持分の私募及び運 用において、公益 及び投資者保護反行 重大な法令違反行 為等が認められる 状況	(1)金商法第29条 (2)金商法第51条	当社は、平成21年7月に適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを営業者とする6本の匿名組合出資契約(以下「ファンド」という。)の持分の私募(以下「自己私募」という。)及びこれらのファンド資産のデリバティブ取引もしくは有価証券での運用(以下「自己運用」という。)を行っているが、(1) 当社は上記6本のファンドのうち3本のファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの持分の取得勧誘を行うとともに、出資された金銭を主にデリバティブ取引により運用している。したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。 (2) 当社は、平成21年12月から同22年2月までの間、上記(1)とは異なる2本のファンドについて、その出資金の運用をAらが投資運用業の登録を行っていない者であることを知りながら業務を委託し、デリバティブ取引による運用を行わせていた。	0	22.7~9

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
態勢編·共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例	集団投資スキーム 持分の私募及び運 用において、公益 及び投済令違反行 為等が認められる 状況	(1)金商法第29条 (2)金商法第36条の3	当社は、平成20年3月に、関東財務局長へ適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)の届出を行い、特例業務として自らを営業者等とし、主に外国で発行される有価証券に投資する事業を行う9本の匿名組合契約等(以下「ファンド」という。)の出資持分の私募(以下「自己私募」という。)及び運用(以下「自己運用」という。)を行っているとしているが、(1)当社は、自らを営業者等とする9本全てのファンドについて、当該ファンドの設立以来、適格機関投資家からの出資がないまま、当該ファンドの出資持分の自己私募及び自己運用を行っている。したがって、当社が行った自己私募及び自己運用は、金商法第63条第1項第1号及び第2号に規定する特例業務に該当しないことから、登録が必要な第二種金融商品取引業及び投資運用業に該当すると認められる。また、当社は、9本全てのファンドについて、主に有価証券で自己運用するとしているが、実際には、ファンド資産のうち有価証券で運用されているものはごく一部であり、大半のファンド資産は、当社の運転資金及び当社代表取締役等への貸付等に費消・流用されていた。更に、9本のファンドのうち、毎月配当型の4本のファンドについては、実際には有価証券での運用を全く行っていないにもかかわらず、毎月配当を行っていた。(2)当社は、当社の名義を以って、平成21年6月から同年10月にかけて営業代行業務を行う法人に、同22年7月から同年8月にかけて当社の元社員等に、それぞれファンドの出資持分の私募を行わせていた。	0	22.7~9
態勢編·共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	無登録による有価証券の売買	金商法第29条	当社代表取締役社長及び統括部長は、当社が預かっていた未公開株の売却代金を当社の運 転資金に充当することを目的として、当社の顧客に売却することを決め、当社使用人に対して、 当該株券の売却ができそうな顧客を探すよう指示した。当該指示を受けた当該使用人は、その 業務に関し、担当している顧客の中から顧客1名を選び出したうえで、同人に連絡し勧誘を行 い、当該株券を売却した。	0	21.7~9
態勢編∙共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	投資事業組合への出資の勧誘等	金商法第29条	当社(投資助言・代理業登録)は、第二種金融商品取引業への変更登録を受けることなく、延べ56名の投資者に対し、2種類の集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)への出資勧誘を行っており、その結果、合計14名の投資者(16件)より、45百万円の金銭が当該2ファンドへ出資された。	0	22.1~3
態勢編∙共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例 第二種	ファンド運用に係る 無登録営業	金商法第29条	当社は、自らを営業者とする5本の匿名組合出資契約の持分の私募を行い、これらのファンドの有価証券による運用を適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として行っている。このうち、3本のファンドについては、親会社であるA社が運営する集団投資スキームの持分のみを取得することにより運用されていた。これにより、当該3ファンドは、同一の出資対象事業に投資されていることとなるため、当該3ファンド全体で、特例業務の要件である適格機関投資家1名以上及び適格機関投資家以外の者49名以下からの出資でなければならないところ、適格機関投資家以外の者からの出資が49名を超えており、当社が行う当該3ファンドに係る特例業務としての運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていた。	0	22.4~6
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	特例	第二種金融商品取 引業の無登録営業	金商法第29条	当社が運営するファンドは、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約の営業者(当社)から匿名組合出資を受けていることから、当社が適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として行ったファンドの持分の私募は、金商法第63条第1項第1号ロの規定により特例業務の要件を満たすことなく行われていた。	0 ——	22.4~6
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第二種	無登録で行う投資 助言業務	金商法第29条	当社は、当社取締役が以前勤務していた投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結していた顧客のうち希望する者から、「購読申込書」を徴した上で、購読料の入金確認後、購読期間区分(1年、6か月)に応じて、推奨する特定の上場銘柄に関し、「現在の株価は積極的に買う水準にある」といった金融商品の価値等の分析等を記載したレポートを月3回送付していた。	_	22.4~6

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	1 指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-1 態勢編•共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種(有価)	金融商品取引業者 の役員による投機 的利益の追求を目 的とした有価証券 の売買	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第12号	当社専務取締役は、専ら投機的な利益の追求を目的として、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行っていた。	0	20.4~6
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種(有価)	自己資本規制比率 の算出誤り等	①金商法第46条の3第1 項 ②金商法第46条の4 ③金商法第46条の6第1 項 ④金商法第46条の6第3 項 ⑤金商法第46条の6第1 項 ⑥金商法第46条の6第1	当社は自社決算において、繰延税金資産を計上しているが、翌期の課税所得の見積りに対する合理的な根拠が不十分なまま、誤って繰延税金資産を過大に計上していたこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行っていた。	_	23.1~3
	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種(有価)	自己資本規制比率 の虚偽の届出等	(1)- (2) ①金商法第46条の3第1項 ②金商法第46条の4 ③金商法第46条の6第1項 ④金商法第46条の6第3項 ⑤金商法第46条の6第1項に基づく金商業等府令第179条第1項	(1) 当社は、業績が悪化する中、自己資本規制比率を140%に維持することが最優先であるとし、退職慰労金に係る支払債務の存在を隠蔽するなどし、意図的にかさ上げをした虚偽の自己資本規制比率を算出したほか、前社長に対する短期貸付金の未弁済利息を未収収益に計上しないことにより、虚偽の自己資本規制比率を算出した。 (2) 当社は、上記(1)に起因して、 (1) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長へ提出した。 (2) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長へ提出した。 (2) 虚偽等の自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。 (3) 虚偽等の自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。 (4) 虚偽等の自己資本規制比率を財務局長へ届け出た。 (5) 自己資本規制比率が140%を下回ることとなったにもかかわらず、その旨を財務局長へ届け出なかった。	-	21.7~9
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	事業報告書の虚偽 記載	金商法第47条の2	当社は、事業報告書の作成に当たり、当社が債務超過に陥っている状況であることを当局に知られることを回避する目的で、短期借入金を過少計上するなど虚偽の計数を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。	0 ——	21.7~9
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	助言	虚偽の事業報告書 等の提出等	金商法第47条の2、金 商法第47条の3	当業者は、投資顧問契約を全く締結することができていなかったにもかかわらず、業者としての信用力を高くみせるため、複数の投資顧問契約があり収入を得たとする虚偽の事業報告書等を作成し、財務局長へ提出した。また、当業者は、説明書類について、虚偽の内容を記載したものを事務所に備え置き、公衆の縦覧に供した。	_	21.7~9
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	運用	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況	金商法第51条	当社は、当社が顧客との間において締結した投資一任契約に基づき、運用対象に組み入れていたファンドについて、運用期間中、当該ファンドが無価値となったことを認識しながら、当該投資一任契約による運用として、当該ファンドの簿価より高い価格で当該ファンドのクロス取引を発注し、売買益を発生させるなどの行為を、平成19年12月から同21年3月までの間繰り返していた。	0	23.1~3

検査マニュアル 業種 区分 関係条文等 指摘事項 公表区	容 指摘時期
1 当社は、金商法第31条第4項の規定に基づき第一種金融商品取引業の登録申請をするに当たり、登録拒否要件を構成する金商法第29条の4第1項第5号口の細財産額(5千万円。同法施行令第15条の9第1項、第15条の7第1項第3号)及び同法第29条の4第1項第6号イの比率(120%)を下回る状況にあった。こうした中、当社業務部長は、社長と相談の上、当社の自己資金での外国為替証拠金取引により生じた損失を決算書に計上しない及び架空の利益を計上し、当社(17事業部において実体のない売上げを決算書に計上しずる方法により、虚偽の記載をした書阪及び自己資本規制比率を算出した書面にも、虚偽の記載をした書阪及び自己資本規制比で表別自己資本規制比で表別自己資本規制比で表別自己資本規制比で表別自己資本規制比で表別を設定して、これらの書類を提出して登録申請をし、さらにその後も当該書類に関しても虚偽の書類を担して登録申請をし、さらにその後も当該書類に関しても個人の書類を担して、これらの書類を提出して登録申請をし、さらにその後も当該書類に関しても個人の書類を担して、これらの書類を提出して登録申請をし、さらにその後も当該書類に関しても個人の書類を担出した。その結果、当社は、第一種金融商品取引業者の登録を受けることとなった。 ②金商法第52条第1項 ②金商法第52条第1項 ②金商法第52条第1項 ②金商法第52条第1項 ②金商法第52条第1項 ②金商法第52条第1項 ②金商法第54条の6第 第3号 第3号 第3号 第3号 第3号 第3号 第3号 第3号 第3号 第3	20.7~9

;	検査マニュア.	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
Ⅱ-1-1 態勢編·共	2. 令等 遵守	(4)	第一種(その他)	金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした	金商法第52条第1項第 ・金商法第64条の5第1 項第2号 (2) ①金先法第87条第1項 第2号 (2) ②金先法第76条第8号 ②金先法第76条第9号 (3) 公金先法第76条第9号 に基第3号 (5) (5) (5) (6) (5) (6) (5) (6) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	当社代表取締役社長(以下「社長」という。)は、その業務に関し、(1)記載の顧客の課税免脱に加担する中で、以下の(2)記載のとおり多数の法令違反行為を発生させていた。 (1) 顧客の課税免脱に加担する行為等 社長は、外国為替証拠金取引により大きな収益を上げている顧客の税金対策等の目的で、顧客が売買損を発生させたような取引を装い、当該顧客の口座から海外居住者口座等に委託証拠金等を資金移転のうえ、移転先口座で外国為替証拠金取引を行う取引一任勘定取引契約の締結を行った。 当該取引一任勘定取引契約に基づく資金運用を担当していた当社役員(以下「一任運用担当役員という。)は、当該資金運用に失敗し、資金移転した委託証拠金等の全額を消失させ、さらには、当社の計算に帰属する損失を発生させた。一任運用担当役員は、架空売買により、(取引一任勘定取引契約を締結した顧客とは別の)当社顧客(以下「一般顧客」という。)の口座にその損失を付け替え、当社損失の隠蔽を図った。社長は、当社損失が一般顧客口座に付け替えられている事実を認識したにもかかわらず、何ら是正措置を図ることなく放置したばかりか、当社経理を担当する役員に対して、さらに架空売買による委託証拠金等の資金移転を指示し、一般顧客口座には当社の計算に帰属する損失が存在する状況となっていた。 (2) 認められた法令違反行為 ①不正の手段により金融先物取引業者の登録を受けた行為 ②取引一任勘定取引の契約を締結する行為 ③委託証拠金等を不正の手段により取得する行為 ④外国為替証拠金取引について生じた顧客の損失の全部を補てんするため当該顧客に対し財産上の利益を提供する行為 ⑤虚偽の自己資本規制比率を届け出る行為及び虚偽の数値を記載した事業報告書を提出す	0	20.4~6
態勢編•共	2. 法令等遵守 態勢	(4) 法令等遵守 意識の徹底	第一種 (有価)	地場出し	日本証券業協会「証券 従業員に関する規則」 (公慣規第8号)第9条 第3項第5号	当社は、当社従業員が、当社の書面による承諾を得ないで、他の証券会社に有価証券の売買の注文を出している行為を看過していた上、そのことを認識した後も同人による未承認取引を防止するために必要かつ適切な管理・監督措置を講じていなかった。	_	19.7~9
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	3. 内部管理態 勢	(2) 内部管理担 当者の役割	第一種 (有価)	品貸入札における 不公正な調整への 関与	_	当社は、証券金融会社が貸株超過となった銘柄について実施する品貸入札において、当該証券金融会社からの要請に応じ入札する料率や株数について変更等を行い、当該証券金融会社が行っていた不公正な入札調整に関与していた。	_	19.10~12
態勢編•共	3. 内部管理態 勢	(3) 内部管理部 門の役割等	第一種(有価)	空売りの明示確認 に係る内部管理態 勢の不備 (明示確認・価格規 制・決済措置確認)	_	当社は、株券の実売りの注文で多数回にわたってフェイルを発生させている顧客の売買注文について、当該顧客に対し、発生原因を確認しておらず、また、顧客の注文がDMAを通じて行われる場合に、その発生原因の確認を行う部署すら定めていなかった。	_	20.4~6
態勢編•共	3. 内部管理態 勢	(3) 内部管理部 門の役割等	第一種 (有価)	空売りの明示確認 に係る内部管理態 勢の不備 (明示確認・価格規 制・決済措置確認)	_	当社では、FIX(Financial Information eXchange)による株券の実売りの注文において、多数回にわたってフェイルを発生させている顧客があるにもかかわらず、このような顧客に対し、発生原因を確認していないばかりでなく、その発生原因の確認を行う部署すら定めていなかった。(注)FIXとは、顧客と証券会社との間の受発注等を電子データより行うものである。	-	20.7~9

検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	公表内容	
3. 内部管理態 勢	(3) 内部管理部 門の役割等	第一種(有価)	空売りの明示確認 に係る内部管理態 勢の不備 (明示確認・価格規 制・決済措置確認)	_	当社においては、売付注文で多数回にわたってフェイルを発生させる顧客が存在するか否かの 調査を実施する部署が定められていないことに起因して、フェイル発生顧客に対する発生理由 等の調査が行われなかった。また、同一顧客が実売りの注文で多数回にわたりフェイルを発生 させている事実を把握していないことに起因して、当該顧客の注文が空売りであったか否かの 観点での確認を行わなかった。	-	21.1~3
3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	第一種 (有価)	顧客からの苦情に 係る内部管理態勢 の不備		当社は、日本証券業協会等の自主規制機関による合同検査において、苦情処理態勢についての是正を要請され、また、当局に対して苦情対応に係る業務改善策について報告書を提出しているにもかかわらず、 ①苦情処理態勢の改善計画を検討することもなく、苦情の件数すら把握していない②顧客からの苦情に関しては、営業担当者の独自の判断で、コンプライアンス部への報告を行っていないなど同部との連携、情報共有が図られていない。③顧客からの残高証明書の残高相違に係る苦情について、社内規程に沿った適切な処理が行われていない。 ④当局に対する報告書提出後、早期に適正な改善策を実施する必要があったところ、当社の対応は、適時性、実効性に欠けた不十分なものであるなど、苦情に係る内部管理態勢に不十分な状況が認められた。	_	22.10~12
3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	運用	内部管理態勢等の 問題	(1)投資信託及び投資法 人に関する法律第15条 第1項、金商法第47条 (2) - (3) -	(1) 当社は、当社が運用する公募投資信託等について、投資信託財産運用指図書を適切に作成、保存していなかった。また、当社が行う投資一任業務について、運用明細書の一部を管理、保存していない状況が認められた。 (2) 当社は、当社が運用する公募投資信託の目論見書において、ファンドのリスク管理体制として記載している事項(リスク管理関連の委員会が運用リスクを把握・管理し、運用部門等へ是正勧告を行うなど)を実施しておらず、ファンドの運用管理を適切に実施する態勢を構築していなかった。 (3) 当社は、前回検査の結果に基づき、業務を改善するとして報告した当社の社内検査態勢について、自主点検・検査を一切実施していないなど、業務改善報告書どおりに改善を実施していなかった。	-	23.1~3
3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	第一種(有価)			当社は、金融商品仲介業者の勧誘・仲介により、顧客との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意の範囲内で当社が定めることができることを内容とする契約を締結した。しかしながら、当社は、当該特定同意注文に基づく取引を行うに当たり、その関係法令等の確認等を行っておらず、また、仲介の委託をした業者が自らの判断で当該取引を受託・執行するという法令違反行為に及んでいるにもかかわらず、これについては同社が管理するものであるとして、その取引の実態を何ら把握・管理をしていないなどの状況にあり、顧客の注文内容が誠実に執行できるような体制や、執行状況を検証し顧客に説明できるような体制、モニタリング体制等が整備されていないなど、適切な体制の整備や法令遵守の徹底等がなされておらず、十分な社内管理体制があらかじめ整備されていない状況にあった。	0	21.1~3

+	食査マニュア	11.	恭 往	ᅜᄼ	阳区冬六生			
1	奥宜 マーユア	<i>ν</i>	業種	区分	関係条文等	指摘事項 指摘事項 (1)光社においては、以下のとおけ、不正行為わ顧客姿産の思常に対するチェック機能が、形式	公表内容	拍撊吁别
態勢編•共	3. 帝 章 教	(4) 管理業 務の運営	第一種(金融商品事故等 助態勢の不備	金商法第51条	(1)当社においては、以下のとおり、不正行為や顧客資産の異常に対するチェック機能が、形式化、形骸化していた。 ①A営業員は、平成19年8月から同22年5月までの間、担当顧客16名の資産を無断売却する等し、銀行等に設置された自動現金預入払出機(以下「ATM」という。)から数百回にわたり合計約6億3,000万円を出金していた。その出金の大半は、ATMからの1日の出金限度額である99万9,000円の出金を連日繰り返し、短期間のうちに顧客資産を大きく減少させるというものであったが、内部管理責任者等はこの状況を把握していなかった。また、A営業員は、同人が利回り保証等を行っていたとする担当顧客1名の口座に、平成19年10月から同22年5月までの間、ATMから約1,000回にわたり合計約1億円を入金していた。その入金の大半は、ATMからの1回の入金限度額である10万円の入金を1日のうちに何度も行い、多い日で1日35回・350万円に及んでいたが、内部管理責任者は、この状況を把握しながら、特段の調査を行っていなかった。 ②A営業員の担当顧客については、これまで度々、取引を注視すべき顧客を抽出するアテンション制度や社内検査において、短期回転売買、取引収支の大幅不振、遠隔地顧客等の問題が指摘されている。特に、アテンション口座指摘時の検証において、内部管理責任者は、A営業員の営業活動につき、(ア)訪問受注が多く、通話記録が極端に少ない顧客を抽出するアテンション制度や社内検査において、短期回転売買、取引収支の大幅不振、遠隔地顧客等の問題が指摘されている。特に、アテンション口座指摘時の検証において、内部管理責任者は、A営業員の営業活動につき、(ア)訪問受注が多く、通話記録が極端に少ない顧客を抽出するアテンション制度を社口検査において、短期間を表していたが、特段の調査は行われていない。 ②当社においては、以下のとおり、金融商品事故等の持ちのおり、金融商品事故等に対する再発防止策の、元を覚した解雇相当の金融商品事故等のうち、無断売買を含む事案については一定の再発防止策がとられている。しかしながら、その他、損失補てん等の悪質な違法行為事案で、発覚までに長期間を要しているを配もあるが、当社は事案を認識していながら、具体的な原因究明や内部牽制機能の点検・強化等を行っていなかった。 ②当社は、採用営業店から異動しない、あるいは異動範囲が一定の地域内に限定される職系列を設けている。この制度は、同一営業店での勤務が長期化することが多くなり、顧客との関係が長期間を選集店でも第2の機能が表別に、この制度ないにの一営業店で長期間に営業店に在籍していた。また、今回検査対象期間中にも同一営業店に長期間で業店に長期間で業店にモ籍していた。この点、当社は、上記職系列や同一営業店に長期間で発育する職員を対象に、重点的なモニタリングを実施していないなど、職員の長期在籍に係るリスク防止に向けた措置を講じていない。	0	22.7~9
態勢編•共	3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	第一種(有価)	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等	金商法第51条	①当社は、保護預り株券のうち本人名義への書換え等に同意していない顧客計76名に係る株券201銘柄について、権利確定日の直前に当該株券がその保管先から返還されることを利用して、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券の名義を当社名義に書き換える又は当社を実質株主として報告するなどした上で、当該株券に係る顧客等に帰属すべき配当金を不当に受領した。②当社は、当社元社員に係る個人名義の株券7銘柄について、当該株券に係る配当金支払通知書が当社あてに郵送されてくることを利用し、何らの権限もないにもかかわらず、当該株券に係る元社員等に帰属すべき配当金を不当に受領した。	0	21.4~6
態勢編・共	3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	第一種(有価)	顧客管理態勢の不備	_	当社は、大規模なマーケット・フェイルを発生させたことを受け、マーケット・フェイルが発生した場合には、受注停止する等の措置を講じたとしているにもかかわらず、同一顧客が同一銘柄について発生させたフェイルに起因して発生したマーケット・フェイルが未解消の状態のまま、当該マーケット・フェイルの原因となるフェイルを発生させた顧客からの空売り注文を受託し、その結果、同一銘柄について多数回にわたる連続したマーケット・フェイルを発生させた。	_	20.7~9

	検査マニュア	л.	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
I I−1−1	3. 内部管理態	(4)	登金	優越的地位の濫用 による投資信託販 売の防止措置が適 切に講じられてい ないと認められる 状況	_	(1)当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用する恐れがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。 (2)当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先法人及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優越的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識していながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。		23.1~3
Ⅱ-1-1 態勢編・共 通項目	3. 内部管理態 勢	(4) 内部管理業 務の運営	登金	事故等の該当性を 検証する態勢が整 備されていない状 況	_	当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の適正性が検証できない状況となっているとともに、当社の過失等によるものかどうかの確認など、金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第118条に規定する事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に損失を及ぼしているものも認められた。	-	23.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編•第 一商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(1) 内部管理部 門の責任者 等	第一種 (有価)	内部管理態勢の不 備	_	当社は、当社に適格機関投資家としての出資を求めている特例業務の届出者(以下「特例業者」という。)から匿名組合等(以下「ファンド」という。)の組成等に関するコンサルタント業務を請け負ったうえで、当該ファンドへ出資を行っている。しかしながら、当社の適格機関投資家としてのファンドへの出資に関し、(1)特例業者とのコンサルタント契約において、当社が受け取るコンサルタント料に当社の出資金相当額を上乗せさせることを条件としており、当社の出資金は、実質的に特例業者が負担し、当社は形式的にファンドに出資しているに過ぎない状況が認められた。(2)また、当社が適格機関投資家として出資を行ったファンドの中には、当社の出資時点で、既に出資持分の取得勧誘を終え、運用が始まっていたにもかかわらず、ファンドの運営者が特例業務の届出を行っていなかったものが認められた。上記のような状況について、当社は、自らが適格機関投資家としてファンドに出資することで、本来は金融商品取引業の登録が必要なファンド運営業務が、適用除外として登録を行うことなく可能となることを認識するとともに、当社の出資の形態に問題意識は持っていたとしながらも、利益確保を優先し、敢えて改善することもなく継続してきたとしており、当社においては、内部牽制機能の欠如が認められた。また、当社は、出資及びその関連業務を主な業務として行っていながら、上記(2)のとおり、当該業務に関する十分な検証態勢を構築していない。このような当社の業務の運営の状況は、金融商品取引業の登録を免れようとする悪質なファンドに利用されかねず、金融商品取引業者として、内部管理態勢に不備があるものと認められる。	-	23.1~3

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
Ⅱ-1-2 態勢編・第		(1) 内部管理部 門の責任者 等	第一種(有価)	内部管理態勢の不 備	-	①当社は、自己勘定による未公開株式の取得・保有等について、具体的な社内基準や承認手続等の管理態勢の整備が行われていない状況にあり、未公開株式の取得に際して、当該株式の取引価格の合理性の検証や転売の実現可能性等に関するリスク管理の観点からの検証等が十分に行われていなかった。②当社は、法人関係情報を取得した部署以外へ伝達する場合の手続等に関し、規程の制定を行っていない等の管理態勢の不備が認められており、これに起因して、法人関係情報の報告漏れ及び報告遅延などといった、不適切な取扱いが発生している。③当社は、自己資本規制比率の詳細・具体的な算出方法等の規程や実践的なマニュアル等を策定しておらず、その結果、自己資本規制比率の算出誤りを発生させ、長期間にわたり看過していた。	-	20.10~12
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	不公正取引の未然 防止を図るため法 人関係情報の管 理、売買審査及び 顧客管理態勢の不 備	_	当社においては、①法人関係情報の報告・登録の確実性と厳格な管理及び適切な取引審査の実施を担保する有効な措置が十分に講じられておらず、これにより法人関係情報の登録漏れが発生・看過されている、②役職員に対する法人関係情報に係る社内規則の理解と重要性の認識が十分に周知・徹底されているとは言い難く、これにより法人関係情報の登録遅延が発生・看過されている、③取引顧客数及び取引量の拡大に注力しているインターネット取引について、非対面性・非書面性を考慮した内部者取引の排除のための牽制措置が十分に講じられていない、など不公正取引の未然防止を図るための法人関係情報の管理、売買審査及び顧客管理態勢に不備が認められた。	-	23.1~3
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	インターネット取引 顧客に対する売買 審査態勢の不備	_	当社では、不公正取引の疑いがあるとして一定の基準により機械的に抽出される取引の大半がインターネット取引であるという実態の中、見せ玉、仮想・馴れ合い売買等に係る抽出項目に関し、特定のインターネット取引顧客による不公正取引の疑いのある取引が、継続的にかつ長期間にわたり抽出されている状況にあった。しかしながら、当社は、売買審査の重要性に係る認識が不十分であったことから、こうした取引を「インターネット取引における多様な取引形態のひとつである」等として安易に容認しており、十分な売買審査を行っていなかった。また、顧客に対し注意喚起等の措置を講ずる具体的な基準が不明確であったことから、社内において注意顧客として取り扱うにとどまり、顧客に対し不公正取引のおそれがある旨を伝えるなどの厳正な対応が図られていなかった。また、当社は、不公正取引の疑いがあるとして抽出した事例につき、取引の確認を行うべくIPアドレスの取得を試みたが、当社内における部署間の連携が不十分であったことから、その取得には至っておらず、本件取引に係る売買審査が不十分なまま、その後も当該顧客の取引を継続させていた。	-	23.1~3
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	引値保証取引に係る先行へッジ取引 の売買管理態勢の 不備	_	当社は、顧客との引値保証取引に係る先行ヘッジ取引の発注において、大引け直前に直前値の1文高等や3文高等の売指値注文を、取引の流動性の状況にかかわらず一律に行っており、流動性の低い銘柄にあっては、当社の大引け直前の注文がそれぞれの価格帯の板を厚くし、上値を抑えたものとなっており、結果として株価形成に影響を与えている蓋然性が高いものとなっている状況が認められた。このような状況下において、当社の引値保証取引に係る売買審査の抽出対象は、株価が一定以上変動し、かつ一部でも取引が約定した注文とされており、結果的に未約定となった大引け直前の発注を条件に抽出するといった、株価形成への影響可能性という観点からの検証が行われていない状況が認められた。	-	22.10~12

7	検査マニュア	بال	業種	区分	関係条文等	大成 19年7月~千成 23年3 指摘事項	公表内容	指摘時期
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	内部者取引の防止 を図るために必要 かつ適切な措置を 講じていないと認め られる状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第	当社は、重要事実の公表日より15営業日前までの期間に、内部者登録のある顧客が行った当該登録銘柄の取引(以下「公表前15営業日取引」という。)を抽出し、抽出された全ての取引について審査をすることとしている。しかしながら当社は、(1)社内規程等において具体的な審査基準が定められていないため、内部者取引の疑いのある取引か否か取引内容の分析を行うなど、顧客の取引手法・形態等の売買動向等に係る具体的な審査が行われていない、(2)公表前15営業日取引を行った顧客の売買動機等の把握が十分に行われていない、など、内部者取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていなかった。		22.7~9
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	法人関係情報の管 理不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第5号	当社代表取締役社長、代表取締役副社長ほか1名は、その業務に関し、上場会社から取得した法人関係情報の一部について、法人関係情報として登録をしておらず、又は、登録が遅延していた。	0	-20.1~3
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	顧客の有価証券の 売買等に関する管 理が法人関係情報 に係る不公正取引 の防止上不十分な 状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第5号	当社は、顧客の有価証券の売買その他の取引等に関する管理について、内部者登録に係る検証態勢を構築していないこと等から、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録を漏らしていた。さらに、法人関係情報に係る不公正取引の防止を図るための売買審査を全く行っていなかった。	0	20.4~6
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	法人関係情報に係 る不公正取引の防 止上十分でないと 認められる管理の 状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第5号	当社は、顧客による内部者取引の未然防止のため、必要な規程を整備し、重要事実公表日までの一定期間内に対象銘柄の売買を行った内部者登録者を抽出して委託注文書を送付するなどして内部者取引の未然防止を図っているものの、単元未満の株式の持分(いわゆる「ミニ株」)の売買を行った顧客については、当該抽出の対象としておらず、内部者取引の未然防止措置を講じていなかった。	-	21.1~3
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	売買管理態勢の不 備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第12号	当社は、特定の銘柄に関し、買上がり買付け等の取引をしている顧客があることを認識しながら、それらの取引に係る売買審査等を行うことなく、注意喚起等の必要な措置の検討を行わないまま、継続してこれらの顧客から注文を受託・執行していた。	O 0	20.4~6
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	対当売買に係る売 買管理態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第12号	当社においては、売買審査システムの開発等に当たり、システム開発業者に対するシステム設定依頼等が適切に行われなかったことや、当該システムの適正な設定、稼動状況の確認が行われていなかったことなどから、当該システム導入後、売買審査において対当売買が抽出されておらず、対当売買に係る売買審査が行われていなかった。	_	21.10~12

	検査マニュア	ال ال	業種	区分	関係条文等			指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融	1. 内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	売買管理態勢の不 備		当社は、大型の時価発行増資が行われる株式において、増資価格の値決め日となる蓋然性の高い特定日の大引け間際の時間帯に、当該公募株式の割当を受ける予定の顧客から、当該銘柄に係る大量の空売り注文を受託している。当該空売り注文について、空売りの価格規制のため、市場で受注株数の全体は売却できないと判断した場合に、当社は受注株数の全株又は一部を、直近公表価格以下の価格で取引所外取引で自己勘定で買い取り、直ちに市場で買取価格と同値で現物の売り注文を発注し、約定させている。こうした事例は、複数の顧客との間で、複数の銘柄において認められた。本件取引は結果として、顧客の空売り注文について、空売りの規制価格以下での価格で約定することを可能としている。また本件取引は、大量の売り注文が大引け間際の短時間に市場に発注されることにより、株価の価格形成に影響を与え得る行為である。しかしながら当社においては、これら一連の取引については、売買審査の対象として抽出されておらず、特段の売買審査が行われていなかった。	_	22.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	売買管理態勢の不 備	_	当社の上場有価証券等の売買に係る審査態勢について、以下のとおり、不備があった。 ①当社は、委託売買を担当するトレーダーと、自己売買又は取引一任勘定取引契約に基づく売買を担当するトレーダーの席が近接しているため、委託注文内容が、自己売買及び取引一任勘定取引契約に基づく売買を担当するトレーダーに漏洩する蓋然性が高い状況にあるにもかかわらず、取引一任勘定取引契約に基づく売買について、フロントランニングに係る売買審査を行っていなかった。 ②当社は、社内ルールにおいて、引値保証取引に係る事前へッジ取引は引値保証取引の専用口座において執行することとしていた。しかしながら、担当トレーダーが、インデックス注文の事前へッジについて、当該専門口座を用いていなかったため、インデックス注文の引値保証取引に係るオーバーへッジに係る売買審査を行っていなかった。	-	20.4~6
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	売買審査態勢の不備	_	①当社においては、法務部に届け出された内部者情報レポート(法人関係情報を記載)のうち、届出後に取引があった一部の銘柄について、売買審査システムに当該銘柄コードの登録漏れが生じていたことに起因して、売買審査が行われていなかった。②当社においては、EB債の参照価格としている株式の銘柄について、EB債の評価日がシステム上適切に表示されないこと等に起因して、評価日に自己勘定で売買のあった銘柄の大半について売買審査が行われていなかった。	_	20.10~12
	内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	自己売買における 不公正取引を防止 するための内部管 理態勢が十分でな いと認められる状 況	_	①当社は、株式取引高の大半を自己売買が占めているという状況にありながら、自己売買については、フロントランニング、空売り規制違反についての審査は行っていたものの、その他の不公正取引を防止するために必要な売買審査基準の検討・策定を行っておらず、実際に売買審査も行っていなかった。また、当社の監査部署においては、自己売買担当部署に対する年1回の社内監査において、不公正取引を監査項目としておらず、実際に監査も行っていなかった。②当社は、自己売買に係るポジション管理を行うにあたり、保有限度額が遵守されているかどうかについて確認していないなど、社内ルールを遵守するための手段を講じていなかった。③当社においては、保存義務のある自己売買に係る不出来、訂正及び取消伝票を保存しておらず、自己売買に係る不公正取引の事後検証が十分に行える態勢となっていなかった。④当社は、自己売買担当者に対し、不公正取引の防止を含めた自己売買に係るコンプライアンス研修等を全く実施していなかった。	_	20.10~12
	内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備		自己売買に係る内 部管理態勢の不備	_	当社のFX取引に関する社内規則においては、対顧客取引及びそのカバー取引以外の取引(以下「自己売買」という。)を行わない方針としているにもかかわらず、カバー取引を担当する当社社員Aは、あるカバー取引先の提示する買値が他のカバー取引先の提示する売値よりも高くなっている場合があることに気づき、当該カバー取引先ごとの提示レートの差を利用して専ら当社の利益を目的とした裁定取引を行った。当該自己売買に関し、フロントオフィスの部長は、これを認識していたにもかかわらず、黙認しているほか、バックオフィスの部長はこれを看過し、さらに、リスク管理部署は、カバー先との取引について取引内容の検証を行っておらず、これを把握していない。	-	20.10~12

	検査マニュア	л.	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3月 指摘事項		指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	法人関係情報の管 理態勢の不備	内	当社は、日本証券業協会の「有価証券の引受け等に関する規則」の改正(平成19年7月1日)を受けて、社内規程を改正し、当社主幹事により上場した会社に対して次の決算終了までの間、毎月、月次決算数値の報告を受けることとしている。こうした中、当社においては、当該改正以降、引受審査部が月次決算資料を入手していた会社に関し、いずれも業績の下方修正に係る法人関係情報を取得していたにもかかわらず、売買審査部へ報告していなかった事例が認められた。		20.10~12
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	内部管理態	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	法人関係情報の不 十分な管理態勢	_	当社においては、当社が直接関与しないM&A案件等の法人関係情報についても登録・管理が必要であるとの趣旨を社内規程に定めているものの、海外関連会社が主担当となり当社が関与するグローバルなM&A案件について、法人関係情報の登録が漏れ、管理が行われなかった事例が認められた。	-	21.1~3
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	売買審査態勢の不 備	_	当社における価格形成に係る売買審査は、コンプライアンス部門が、社内規則で定める基準 (以下「審査基準」という。)に基づき抽出された取引の内容を審査する態勢となっている。しかしながら、審査基準に基づき抽出された価格形成等の問題があると疑われるDMA取引について、コンプライアンス部門がフロント部門に対して、当該取引を行った顧客に買付理由等を確認するよう依頼したにもかかわらず、フロント部門が当該顧客に対して十分な確認を行っていないなど、当社におけるDMA取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。	_	21.4~6
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	DMA取引に係る売 買審査態勢の不備	_	当社は、①自主規制機関から不公正取引の疑いがある旨の情報提供を受けたにもかかわらず、当該取引に関する検証を行っていない、また、②売買審査の結果、当社の基準によると顧客に実態説明を求めるべき取引であったにもかかわらず、顧客へのヒアリングを行っていないなど、当社のDMA取引に係る売買審査態勢には不備が認められた。	-	21.7~9
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種 (有価)	対当売買に係る売 買審査等に関する 内部管理態勢の不 備	_	(1) 当社は、売買審査レポートにおいて、日々大量の対当売買に該当する約定が抽出されていたにもかかわらず、担当部長より、同一の裁定取引戦略の中で意図的に対当売買を行うことはなく、真に対当している事例はないとの回答を受領したことから、その後も対当売買に係る売買審査を行わなかった。 (2) 当社においては、①本人確認の未実施等、②法定帳簿における法定項目の誤記載等、③関係会社に関する報告書の未提出等、④縦覧資料等に関する誤記載等に関する法令違反が認められ、当該法令違反を防止する態勢及び検証する態勢が十分に整備されていないといった内部管理態勢の不備が認められた。	_	21.7~9
	1. 内部管理態 勢	(2) 売買管理・ 審査態勢の 整備	第一種(有価)	売買管理態勢の不 備	_	当社においては、大型の時価発行増資を行う銘柄について、公募価格決定日に、大量に当該公募株式の割当を受ける予定のヘッジファンドから大量の空売り注文を受託し、取引所外取引で当社自己勘定で買い付け、瞬時に買付価格と同値で市場に現物の売付注文として発注し、約定させている事例が、複数の顧客との間で、複数の銘柄で認められた。当該取引の結果、顧客にとって、空売り価格規制に抵触する価格による大量の株式の売却が可能となっていることのみならず、市場にとっても、当該売却された株式を当社が市場に売却注文として発注することにより、株価の形成に影響を与える余地があり、当該取引は、市場における公正な価格形成に影響を与え得る行為であった。しかしながら、当社は、これらの取引について、当社の定める売買審査基準に該当しなかったことから、不公正取引防止の観点からの売買審査を行っていなかった。	-	22.1~3
	1. 内部管理態 勢	(3) 引受審査態 勢の整備	第一種 (有価)	有価証券の私募の 取扱いに係る引受 審査態勢の不備等	(1)金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第4号 (2)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	(1) 当社は、レセプト債の引受けに当たり、当社の社内規程に掲げられた審査項目について、審査を一切行わず、また、引受検討会において、当該引受けについて、議論を一切行わなかった。 (2) 当社は、(1)のとおり、レセプト債について引受審査を行っていないため、レセプト債の裏付資産に、当社が商品説明資料において定義している診療済債権のみならず、将来債権が含まれていることを確認していなかった。そのため、当社は、レセプト債の勧誘を行う際、商品説明資料に、レセプト債の裏付資産に診療済債権のほか将来債権も含まれているとの表示を行っていなかった。	_	21.4~6

			₩1₹	EZA	明友女士生	(平成19年7月~平成23年3 上		
	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(4) 利益相反管 理態勢の整 備	第一種(有価)	利益相反管理態勢 の不備	_	当社は、利益相反管理規程において、利益相反のおそれのある取引等について、利益相反管理統括部署等に照会し承認を得ることとしている(以下、当該手続きを「コンフリクトチェック」という。)。こうした中、① A部長は、当該規程に基づき照会を行ったが、利益相反管理統括部署等のメールアドレスが変更されていたため、メールが到達していなかった。A部長は、照会を行った場合に、利益相反管理統括部署等から承認の回答がなされない限り、当該案件を進めることはできないことを認識していたにもかかわらず、回答を確認しないまま取引を実行していた。② また、B部長は、コンフリクトチェックの必要性を認識しておらず、照会を実施しないまま取引を実行していた。③ さらに、利益相反管理統括部署は、利益相反管理規程において、定期的に業務担当部署における利益相反管理の状況について、適切な管理が行われているかを監視し、検証することとされているが、上記状況を看過するなど、適切に監視・検証を行っていなかった。	-	22.1~3
Ⅱ-1-2 態勢種・第 一商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(5) 法令等遵守 状況の検証 等態勢整備	第一種 (有価)	届出されていない 有価証券を募集に より取得させる行 為及び誤解を生ぜ しめるべき表示を する行為	(1)金商法第15条第1項 (2)金商法38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	(1)当社は、平成20年2月から同22年7月までの間、株式会社A社(以下「A社」という。)及び合同会社12社(以下「本件合同会社」という。)が新たに発行した社債(以下「本件社債」という。)の取得の申込みの勧誘(以下「取得勧誘」という。)を行って、これを多数の顧客に取得させている。当社は、本件社債に付された複数の回号ごとに勧誘人数を50名未満に抑えて取得勧誘を行っている。しかしながら、本件社債については、各回号ごとに償還期限や発行日がわずかに異なっているに過ぎず、それ以外の利率、発行価額等の条件や資金使途がいずれも同一の社債群が合計23群認められ、いずれも、各社債群ごとに近接した期間のうちに50名以上の多数の顧客に取得勧誘が行われていた。このような本件社債の内容や取得勧誘の実態等に照らせば、各回号の償還期限等がわずかに異なっているのは、募集に該当することを回避しようとして行われたに過ぎないもので、その取得勧誘は、上記23の各社債群ごとにそれぞれ一個の募集に該当するものと認められる。 (2)当社が、A社の社債の取得勧誘に際し、顧客に示していた商品内容説明書には、A社が、経営戦略が頓挫して危機的な状況にある株式会社B(以下「B社」という。)の事業のうち、強固な基盤を有する部門の業務を引き継いだことや、両社には資本関係がないことなど、A社の経営計画における有利な面が記載されている一方で、A社が有する多額の貸付金債権の債務者がB社であることや、A社がB社の別の多額の借入金債務について行っている併存的債務引受の一部についての記載がされていない。そして、当社営業員らは、顧客に対し、上記商品内容説明書を交付して、同書に記載されていない上記貸付金債権や引受債務に係る事実を説明することなく取得勧誘を行っていた。	o ——	23.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(5) 法令等遵守 状況の検証 等態勢整備	第一種(有価)	反社会的勢力への 対応に係る内部管 理態勢の不備及び 疑わしい取引の届 出に係る内部管理 態勢の不備	_	当社においては、①反社会的勢力に係る情報収集及び当該情報に係る統括部署であるコンプライアンス部への報告態勢等に関する具体的な手続きを定めた社内規程が整備されていない状況が認められた。②疑わしい取引の該当性について、調査・検証に係る具体的な社内規程が定められておらず、また、各部店の内部管理責任者等からコンプライアンス部への報告態勢が整備されていない状況が認められた。	-	20.10~12
Ⅱ-1-2 態勢編•第 一種金融 商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(6) 業務運営状 況	第一種 (その他)	内部管理態勢の不備	_	(1)当社は、前回検査において「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」との指摘を受け、当局に対して改善報告書を提出しているが、外部委託業務に係るリスク管理態勢及び外国為替証拠金取引に係る過去の表示レートの保存に関し、改善報告書記載の改善措置が不十分であった。 (2)当社は、ロスカット・ルールの整備・遵守の義務付けが既存業者に対して適用となった平成22年2月1日以降においても、必要な社内規程等を整備しておらず、また、実行されたロスカット取引の妥当性について検証を十分に行っていないなど、ロスカット取引に係る管理態勢が不十分な状況であった。	-	22.10~12

	検査マニュア	11.	** ほ	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 上		
<u> </u>	快宜マーユア。	/V	業種	四分		指摘事項 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	公衣内谷	指摘時期
	1. 内部管理態 勢	(6) 業務運営状 況	第一種 (有価)	前回検査指摘事項の改善状況の不備	①犯収法第4条第2項 犯収法第6条第1項 ②金商法第46条の4	当社は、前回検査において、法令違反行為等につき指摘(処分勧告はしないで通知したもの)を受け、改善報告書を提出し、当該報告書に基づき再発防止のための改善策を講じたとしていたにもかかわらず、改善策に係る取組み不足により、①本人確認義務違反(法人顧客における取引担当者に対する本人確認手続違反)及び本人確認記録の作成義務違反、②業務及び財産の状況に関する説明書類の記載不備等、前回と同様の項目について不備が認められた。	_	20.10~12
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(有価)	セキュリティ管理態 勢及び障害管理態 勢の不備	_	(1)当社においては、本来、コンプライアンス部の役職員のみがアクセスすることが許可されている法人関係情報、売買取引申請書、外務員登録情報等の機密性の高い情報が格納されたフォルダに、対するアクセス権限が全ての役職員へ許可されていた期間があるなど、情報セキュリティ管理態勢に不備が認められた。 (2)当社においては、システム障害情報が適切に管理されておらず、システム障害情報に対するリスク評価基準が不明確であることから、有効性のあるリスク分析が行われず、再発防止策を検討する態勢が不十分であるなど、システム障害管理態勢に不備が認められた。	_	22.10~12
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価)		基づく金商業等府令第	当社においては、(1)発生したシステム障害の概要(件数、件名等)については月次で取締役会へ報告しているものの、システム障害の発生原因、再発防止策の実施状況、システム障害に係る集計・分析の結果については報告していない、(2)システム障害に係る発生原因の把握、再発防止に向けた対策が不十分なため、同様のシステム障害が再発していた。また、顧客に影響があったシステム障害のうち、一部について金融庁長官への報告が漏れている、(3)システムに関する内部監査担当として専門家を配置しておらず、外部専門家による監査も実施していなかった。こうした中、当社において、内部監査に当たり十分な証跡に基づいた検証等が行われずに「問題なし」とされている、など、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。	_	22.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編•第 一種金融 商品取引 業者		(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(有価)	アルゴリズム取引 に係るシステム管 理態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第14号	当社が行ったアルゴリズム取引を使った自己勘定による裁定取引において、大量の誤発注が発生したことから、その発生原因等を検証したところ、アルゴリズム売買発注について、注文制限の設定等、システム障害に係る予防措置が十分整備されていなかったこと、システム更新時のブログラムの整合性が取れていないなど、当社のシステム管理態勢には不備があると認められた。	_	22.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価) (その他)	電子情報処理組織 の管理が十分でな いと認められる状 況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第14号	当社は、前回検査においてシステム障害発生に係る当局への未報告について指摘を受け、システム業務委託先との定例会議の開催、マニュアル及び対応フローの整備等一定の改善が図られている。しかしながら、依然としてシステム障害発生の当局への未報告が認められたほか、システム障害の原因究明や対応実施に関する管理が不十分であったことから同じ原因によるシステム障害が発生している。また、システム監査が十分機能しておらず、システム障害による顧客への対応においても不適切な取扱いが認められるなど、電子情報処理組織の管理に係る不十分な状況が認められた。	_	22.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価)	システムリスク管理 態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第14号	当社は、前回検査においてシステムリスク管理態勢の不備についての指摘を受け、その改善策を策定しているものの、実施されていない改善策等が認められるほか、障害発生時における不適切な対応が認められるなど、システムリスク管理態勢の不備が認められた。	0	20.4~6

*	食査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	特徳事項		指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編•第	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(その他)	システムリスク管理態勢の不備	金商法第40条第2号に	当社は、FX取引に係る電子情報処理組織の保守管理等について、業務委託先に任せきりにしている状況にあり、当社自らが、システム障害の発生状況すら把握・管理する態勢になかった。また、1年4ヶ月の間、少なくとも30件のシステム障害が発生していることが認められ、これらのシステム障害の中には、FX取引に係る顧客の注文が発注できないなどの顧客の取引に重大な影響を与えるものが複数含まれていた。しかしながら、当社は、当該システム障害による顧客の損害発生状況を一切確認せず、損失補てん等の必要な顧客対応も行っていなかった。	0	20.7~9
	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(有価)	アルゴリズム取引 等に係る電子情報 処理組織の管理が 十分でないと認め られる状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第14号	当社が顧客に提供している株式に係るアルゴリズムトレーディングシステムにおいて、システム 開発時の要件の定義漏れ等に起因して、当社が想定する発注内容とは異なる注文が発注され た状況が認められており、また、当社は、このような状況を把握できるような監視・監査を行って いない。さらに、当社は、アルゴリズムトレーディングシステムに関するものも含め、システムに 係る障害発生時の対応状況に不備が認められた。	_	20.7~9
	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価)		金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第14号	当社は、平成18年、金融庁長官から「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」として業務改善命令を受け、同命令に基づき改善報告書を提出し、①当社は、外部委託先に対して改善の要請を行うとともに、その実施状況を継続的に確認すること、及び、②当社においても、複数の改善項目を実施するなどとした改善策を報告した。しかしながら、当社は、外部委託先の改善策の実施状況を把握しておらず、また、当社における改善項目についてもその改善状況は十分なものではなく、実効性のある検証を行っていたものとは認められないなど、当社の当該改善策等の対応は不十分なものとなっており、依然として電子情報処理組織の管理が十分でない状況であった。	0	21.1~3
	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価)	電子情報処理組織 の管理が不十分な 状況	2号に基づく金商業等府 令第123条第14号	(1) 当社は、取引に影響を与えたシステム障害が頻繁かつ連続して発生している状況であるにもかかわらず、これら障害の一元的な管理を行っていなかった。 (2) ①当社においては、発生したシステム障害のうち、長時間取引が停止するなど顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみ経営陣に報告し、また、システムに関する保守・改善の業務を委託している外部委託先の管理に関する社内規程を定めておらず、外部委託先に対する監査の取決めも定めていない等の状況が認められた。 (2)当社は、発生したシステム障害のうち、顧客取引に及ぼす影響が大きいと考えた障害のみを当局に報告した。	-	21.4~6
	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(その他)	電子情報処理組織 の管理が十分でな いと認められる状 況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第14号	当社においては、システム障害発生時の顧客対応に当たり、各部署が場当たり的な対応に終始し、顧客から障害発生に起因する損失が発生したとして苦情等の申し出があったものについてのみ、損失補てん等の対応を行うなど、十分な対応がなされていなかった。また、システム障害発生時における顧客への影響の調査についても外部委託先任せとし、調査結果を鵜呑みにしたことにより、システム障害に起因する顧客被害を見落としていた。	0	21.10~12

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
II −1−2	Reference 5. ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・	ル (2) 切か (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	第一一種)	金融商品取引業に 係る電子情報処理	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第	当社のシステムリスク管理態勢について検証したところ、以下のとおり投資者保護上、問題のある状況が認められた。 (1) 当社は、システム運用管理基準に基づき、188件のシステム障害について管理を行っていたが、当社において、当該188件以外のシステム障害が少なくとも592件発生しており、これらについてリスク管理の対象から漏れている状況が認められた。また、当該592件のシステム障害については、管理基準で定められた記録や報告が行われていないため、関連部署及び経営陣が障害発生の事実を認識していない状況が認められた。 (2) 当社においては、上記の188件のシステム障害について、以下のとおり、システムの開発・運用業務の品質維持などの安全対策に不備が認められた。 (1) システム障害に係る記録や報告書の様式に不備があり、各事案毎の障害原因の特定や分析結果に応じた対策の実施状況等が不明確となっていた。また、これらを定期的に集計・分析し、再発防止策を講じるといった対応も実施されていなかった。 (2) 障害発生から対応完了までの継続管理や未解決障害の消込み管理などが行われておらず、長期間未解決の障害があった。また、障害の再発防止に向けた対策が不十分なため、同一事象のシステム障害が発生していた。 (3) 当社においては、システム監査で指摘を受けた事項について、長期間改善が図られていないものが認められたほか、改善が不十分な結果、リスク管理漏れによる障害や障害管理の不備などが恒常的に発生している状況が認められた。監査部が実施した監査等において、管理基準に沿った業務運営が行われているかの検証が行われておらず、システム監査の実効性が確保されていない状況が認められた。 (4) 当社においては、システムリスク管理に係る基本方針の策定や管理すべきリスクの所在と種類の特定がなされていないなど、システムリスク管理に係る規程等の整備状況に不備が認められた。 (5) 当社においては、当社が重要障害と位置付けているログイン不可や受発注停止といった顧客取引に多大な影響を及ぼすシステム障害が発生しており、また、これらの中にはシステムリスク管理の対象から漏れ、顧客への影響について十分には実態把握されていない事案も認められた。	公衣(N)谷	指摘時期 22.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種 (有価)	情報セキュリティ管 理態勢の不備	_	当社は、ブルームバーグ端末に関して、外部へのメール送信や外部記録媒体への情報の書出しの状況について、その内容の適切性に係る管理を行っていなかった。	-	22.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	第一種(有価)	情報セキュリティ管 理等に係る内部管 理態勢の不備	_	(1) 当社の社内規程では、アクセス権限の付与状況の見直しを実施することが定められているが、ファイルサーバシステムは部署やプロジェクト毎に作成されたフォルダから構成されており、当社の日常業務に係る情報が記録・保管されている情報セキュリティ管理上の最重要システムと位置付けられているにもかかわらず、当社は、当該システムにつきアクセス権限の定期的な付与状況の見直しを実施していなかった。また、特権ID(全ての操作が出来るID)の付与は限定されるべきであるにもかかわらず、当社においては、必要のない要員にも、常時、特権IDが付与されていた。 (2) 当社は、社内規程において、情報へのアクセスログを取得し分析等を行うことを定めている。しかしながら、当社は、ファイルサーバシステムのアクセスログを取得しておらず、ログの分析・レビューによるモニタリングを実施していなかった。また、社内規程において、特権IDで行われた作業をモニタリングすることが定められているにもかかわらず、当社のシステムには、特権IDを使用した操作につきモニタリングが実施されていないものが多数存在していた。	_	22.4~6

	検査マニュア	Л.	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(5) 障害発生時 の対応	第一種(有価)	金融商品取引業に 係る電子情報処理	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第	当社は、①すべての顧客に対して長時間にわたる受注停止という影響を及ぼした大規模システム障害、及び、②多数の顧客に対して長時間にわたる発注遅延という影響を及ぼしたシステム障害を発生させた際、システム障害による被害の拡大を未然に防ぐための、又は被害を最小化するための障害復旧態勢の整備が不十分であり、障害発生時に顧客に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じていなかった。		21.1~3
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(5) 障害発生時 の対応	第一種 (その他)	システム障害発生に係る報告未済	金商法第56条の2第1 項	当社は、金融先物取引業登録の際、当局からシステム障害発生に係る報告書を提出するよう命じられていたが、2年4か月の間、外国為替証拠金取引に関し発生したシステム障害11件のうち8件について、当該報告書の提出を行わなかった。		20.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編·第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(5) 障害発生時 の対応	第一種 (その他)	システム障害により 損失を受けた顧客 に対し、損失を補て んするため財産上 の利益を提供しな がら、その届出を 行わない行為等	①金先法第76条第9号 に基づく金先規則第25 条第3号 ②金先法第83条	当社は、外国為替証拠金取引に係るシステム障害発生時において、システム障害により損失を受けたとして当社に申し出た顧客に対し、①損失補てんを行いながら、これらについて、当局に届出を行っておらず、また、②そのうちの1名に対し、システム上、強制的に約定データを上書きし、顧客に有利な価格での約定修正を行う方法等により損失額を超える追加的利益として、財産上の利益を提供していた。	0	20.7~9
Ⅱ-1-2 態勢編・第 一種金融 商品取引 業者	5. システムリ スク管理態 勢	(5) 障害発生時 の対応	第一種 (その他)	電子情報処理組織 の管理が不十分な 状況等	(1)金先法第77条第2号 に基づく金先規則第25 条の2第5号 (2)金先法第85条第1項	(1) 当社は、使用する電子情報処理組織において、多数回にわたりシステム障害が発生しているにもかかわらず、その発生状況を管理しておらず、また、システム障害により顧客に経済的損失を与えた場合においても、一部の場合を除き、その状況を把握せず、苦情を申し立ててきた顧客にのみ損失の補てんを行い、その他の顧客については損失の補てんを行わずに放置していた。 (2) 当社は、金融先物取引業登録に当たり、当局からシステム障害発生時にはこれを報告することを命じられていたにもかかわらず、報告すべきシステム障害の一部しか報告していなかった。	0	19.10~12

検査マニュアル	, 1	業種	区分	関係条文等	指摘事項 (十成19年7月72年成23年5)		指摘時期
П-1-3	(1)	第二種		(1)金商法第36条の3 (2)金商法第52条第1項 第9号 (3) ①金商法第37条第2項 ②金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号 (4)金商法第31条第4項 (5)金商法第52条第1項 第5号	(1) 無登録業者に対する私募の取扱業務の業務委託 ・当社は、A社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながらファンドの私募の取扱業務を委託し、A社の営業担当者に当社の名において私募の取扱業務を行わせた。 (2) ファンド出資金の流用等 ①当社代表取締役社長は、経理課長に命じ、ファンドの収益金口座に入金された金銭を出金させ、これをグループ会社からの借入金の返済に充当し資金の流用を行った。 ②当社は、計4回にわたりファンドの配当金として出資者に金銭を支払っているが、これらの配当金は、投資者の出資金を原資とし、出資金の運用による収益を原資としていなかった。また、当社は、ファンドの配当金の支払いが、投資者の出資金を原資としていることを知りながら私募の取扱いを行った。 (3) 誤解を生じさせる広告及び表示等 ①当社は、ホームページ上で、上記4回の配当金の支払いについて「配当実績」と表示するなどし、配当金の原資が投資者の出資金であるにもかかわらず、あたかも運用が順調に行われた結果、収益が発生し、予定どおりに配当されたかのような表示を行った。 (2)当社がファンドの投資者への説明資料に使用しているパンフレットは、投資者へ「配当金」と称して支払った金銭は、あたかもファンドに収益が発生し、当該収益が支払われたかのような虚偽の表示がなされており、投資者の判断を誤らせるような表示となっていた。さらに、当社は、上記4回の配当金の支払いに際し、当該計算期間中に事業による収入が全くないにもかかわらず、あたかも事業収入に基づく配当を行っているかのように装うため、「匿名組合損益計算書」にシミュレーションによって算出した虚偽の収入金額を記入し、各投資者に送付した。 (4) 変更登録前の私募の取扱い・当社は、当社が金融商品取引業の業務の変更登録を受ける前に、ファンドに係る私募の取扱いを対は、当社が金融商品取引業の業務の変更登録を受けるに当たって、当社が、財務局長に提出した変更登録申請書には、第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、財務局長に提出した変更登録申請書には、第二種金融商品取引業の変更登録を受けるに当たって、当社が、財務局長に提出した変更登録申請書には、第二種金融商品取引業に係るコンプライアンス業務を担当する部署として管理部長を置く旨の記載があるが、変更登録申請の前後を通じて、管理部長として変更登録申請に記載された人物が当社に勤務していた実態はなく、また、当初から同人を当社社員として勤務させる予定もなかった。		21.7~9
II-1-3 態勢編・第 1. 二種金融 内部管理態 糸 商品取引 勢	〔1〕 経営者の認 _哉	第二種	無登録業者への名義貸し	金商法第36条の3	当社は、当社社長の知人が代表を務めるA社が金融商品取引業の登録を受けた者でないことを知りながら、A社に対し、匿名組合契約(ファンド)に基づく出資持分の取得勧誘の業務を委託し、A社の営業担当者に当社の名において当該業務を行わせていた。	o ——	22.4~6

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-1-3 態二勢種金取引 電品者	1. 内部管理態 勢	(1) 経営者の認 識	第二種	て公益及び投資者		当社は、匿名組合契約に係る出資の募集をするに当たり、(1) ①本匿名組合財産の状況や出資対象事業の運用実績を把握・確認することなく、現にその運用実績の裏付けがないにもかかわらず、稼働率70%を前提とした年利回り10%前後の配当を行った。②当社が出資金から徴取する手数料その他の出資者が負担する費用等につき、出資者に説明することなく多額の負担費用(販促費用)を徴取した。(2)(1)の事実関係は、いずれも出資者が本匿名契約に出資をするかどうかの投資判断に重大な影響を与えるものと認められ、当社は、各事実関係を認識し、調査・確認すべきであった。しかしながら、当社は、 ①出資金ーロ(50万円)のうち20万円を販促費用として徴取しているが、その募集に際して販売勧誘資料等において、当社が出資金から徴取する出資者負担費用として「申込手数料」(2万5,000円)等を記載するにとどまり、販促費用を徴取する旨の表示・説明を行わなかった。②当社が行った配当につき、出資対象事業の運用実績の裏付けが全くないにもかかわらず、当社のホームページには年利回り「10.8%」などと表示されており、そのような運用実績の裏付けがあるという著しい誤解を生じさせる表示となっていた。 ③出資の募集に際し、出資対象事業の運用実績が確認できず、また、実際の稼働率が相当悪化し、対象期間の収益金が事業管理会社から入金されていない状況であったにもかかわらず、販売勧誘資料である「募集要項」には、そのような現状からは実現可能性がほとんどないというべき稼働率(50~90%)に着目した想定利回り等が掲載されていた。このような表示は全体として、「稼働率として50~90%も実現可能であり、また、当社が実際の稼働率を把握・確認した上で配当を行っている」と受け取れる誤解を生じさせる表示であった。(3)当社は、金融商品取引業の登録を受けていないA社及びその社員に対して、当社の名義を貸し、本匿名契約に係る出資の募集を行わせた。	0	21.4~6
Ⅱ-1-3 態勢編・第 二種金融 商品取引 業者	1. 内部管理態 勢	(1) 経営者の認 識	第二種	集団投資スキーム に係る取得勧誘及 び運用において公 益及び投済令違 上重大な設 行為等が認められ る状況	(1)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号 (2)金商法第42条の4 (3)金商法第24条第1項 (4)金商法第38条第1号	(1) 当社は、1口21万円の出資金を集める一方、当該出資金から関係会社等に12万円の販売手数料を支払っているが、その旨を契約締結前書面や勧誘資料等に表示していない(虚偽表示)。 (2) 当社は、出資者から受け入れた出資金を自己の固有財産と分別して管理せず、関係会社等への販売手数料の支払いや自社の運転資金等として費消していた(分別管理義務違反)。 (3) 当社は、投資ファンド持分の発行者として開示規制の対象となっている当該ファンドにつき、実際には未公開株への投資を行っていないにもかかわらず、未公開株を保有している旨を記載した虚偽の有価証券報告書を提出した。 (4) 当社は、投資ファンド持分の募集期間の終了後も、当該ファンド持分を保有していないにもかかわらず、これを保有しているように装って、当該持分に係る譲渡契約を締結して資金を集めていた(虚偽告知)。	0	21.10~12

検査マニ	ュアル	L I	業種	区分	関係条文等	「一下以19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
II-1-3 態一類 第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		(1)	第二種		(1)金商法第40条の3 (2)(3)金商法第51条	A社は競走用馬を取得しB社へ現物出資するなどし、B社は当該競走用馬を競馬に出走させて賞金を獲得するなどしている(以下、A社及びB社を併せて「両社」という。)。 (1) 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 両社は、出資金の分別管理の確保のために、定款等により分別管理に関する規定を設けていなかった。また、A社は、A社固有の財産とファンドの財産の分別した管理が確保されていない状況で、ファンドの持分の私募を行っていた。 (2) 契約締結前交付書面等の記載内容とは異なる業務運営の状況 (1)賞金管理の不備 B社取締役は、B社社長の指示により、B社の賞金等受取口座から金銭を出金し、直接、又はB社社長の個人口座を経由し、両社の金融機関からの借入金の返済などに充当していた。B社においては、「契約締結前(時)交付書面」(以下「交付書面」という。)において規定されたとおりに賞金等の管理を行われているとは認められなかった。 (2) 維持費出資金の目的外使用及び厩舎等への預託料の滞納 A社は、維持費出資金を目的外に使用する一方で、ファンドに係る費用の厩舎等への支払いを滞納した状態にあり、これにより、厩舎等の管理委託先において、ファンド資産である競走用馬の維持管理に支障が生じ、その結果、投資者の利益を害するおそれがある状況にあると認められた。 (3) 交付書面の説明とは異なる維持費出資金の受領 A社は、多数の競争用馬について、交付書面等による説明とは異なった維持管理費を受領している事例が認められた。 (4) 競走用馬の無償譲渡 B社は、中央競馬での賞金等の獲得が困難と判断した競走用馬について、ファンドの終了に際し、当該競走用馬を地方競馬の馬主資格を持つB社取締役に対して、適正な評価をすることなく、一律に「無償」で譲渡していた。 (3) 法令遵守態勢の欠如 両社は、財務局検査において、検査官の入室を拒み、無予告検査への抗議を繰り返すなど、直ちに検査に応じず、検査の受忍義務に悖る対応を行った。当該行為は、両社が顧問税理土の指南を鵜呑みにしたことが原因であったとしているが、両社は、金融商品取引業者として、検査の受忍義務など遵守すべき法令を自ら正しく認識し、その遵守に努めるべきところ、これを含っており、法令遵守態勢が根本的に欠如していた。	0	22.4~6
Ⅱ-1-3 態勢編・第 1. 二種金融 内部管理 商品取引 勢 業者	里態 糸	(1) 経営者の認 _識	第二種	収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を 行う行為	金商法第51条	当社は、一部のファンドにおいて、営業者たる当社に収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。	0	22.1~3
Ⅱ-1-3 態勢編・第 1. 二種金融 内部管理 商品取引 勢 業者	里態 #	(1) 経営者の認 _識	第二種	集団投資スキーム 持分の私募の取扱 いにおいて公益及 び投資者保護上問 題が認められる状	金商法第51条	当社は、B社が金融商品取引業の登録を受けていないことを知りつつ、B社が、顧客に対し、投資の意思決定を行わせる勧誘行為と認められる行為をしていた事実を認容し、B社に勧誘行為を行わせていた。		22.1~3

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
	1. 内部管理態 勢	(1) 経営者の認 識	特例 第二種	無登録業者の運営するファンドへの出資等	金商法第51条	当社は、親会社であるA社より委託を受け、A社を営業者とするファンドの持分の私募の取扱いのほか、自らを営業者とするファンドの持分の私募を行っているが、うち4本のファンドについては、A社が運営する集団投資スキームの持分を取得することにより運用されていた。しかしながら、当該4ファンドは適格機関投資家以外の者を匿名組合員とする匿名組合契約であり、A社が当該4ファンドの営業者である当社に対して行った当該ファンドの私募は、金商法第63条第1項第1号ロの規定により適格機関投資家等特例業務には該当せず、また、A社が第二種金融商品取引業の登録を受けていないため、A社は、無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況にあると認められる。 当社は、当社の行為によってA社を金融商品取引業の登録が必要な状況に置きながら、そのような状況を認識することなく、A社への出資及びA社の委託によるファンドの私募の取扱いを繰り返していた。		22.4~6
	1. 内部管理態 勢	(3) 法令等遵守 状況の検証 等態勢整備	第二種	定期定額購入サービスに係る顧客分別金の信託不足	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第10号	当社は、自社の運用するファンドに係る募集について、顧客が毎月一定額の買付けを行うことができる定期定額購入サービスを提供しており、当該サービスに係る顧客からの当該ファンド購入代金の回収に当たり、業務委託先に代金回収業務を委託している。しかしながら、当社は、顧客銀行口座より業務委託先が引落としを実施した時点から顧客分別金信託が必要であるとは認識しておらず、当該サービスに係る購入代金について、顧客銀行口座より引き落とされる日から当社銀行口座(自己口)へ振り込まれる日までの間について、顧客分別金信託を行っていなかった。	_	21.10~12
	1. 内部管理態 勢	(3) 法令等遵守 状況の検証 等態勢整備	第二種	出資金の使途が不明な状況	金商法第51条	当社は、前社長に対して仮払経費の名目で出資金受入口座等から約930万円を支払っているが、そのうち約770万円分について、領収証の保管を行っておらず、出資金の使途が不明な状況にあった。また、当社は前社長に対して上記930万円を含めて約1億5千万円を仮払経費として支払っていたところ、当該仮払経費は、当社が前社長から事業に係る権利を1億5千万円で取得したとして、一旦、1億5千万円の未払金として計上され、当該未払金と仮払経費が同日付で相殺される経理処理となっていた。しかしながら、上記の権利を表する書面及び売買契約書等の書面は存在せず、また、取得金額算出の根拠も不明な状況にあった。他方、当社が私募を行っている匿名組合契約(以下「ファンド」という。)について、当社は、投資者に対して、「事業運営が困難となり契約を終了する。」旨の通知を行っていた。しかし、当社が当該ファンドの事業遂行のために事業委託先に送金したとする金額は、当該ファンドにより集めた出資金の一部であり、またその他の出資金については、国内において、費消又は不明金となっていた。	0	22.1~3
Ⅱ-1-4 態勢編・投 資助言・代 理業者	1. 内部管理態 勢	-	助言	無登録業者への名義貸し	金商法第36条の3	当社は、その名義をもって、金融商品取引業の登録を受けていないA社取締役に投資助言業務を行わせた。	0	22.4~6
Ⅱ-1-4 態勢編·投 資助言·代 理業者	1. 内部管理態 勢	_	助言	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従業員される等、著しく不適切な業務の状況等	(1)金商法第51条 (2)金商法第47条の2	(1)当社は、A投資事業有限責任組合(以下「A組合」という。)の運営者が、金融商品取引業の登録を行わず、無登録で未公開株式の販売またはファンドの取得勧誘(以下、まとめて「無登録の販売業務」という。)を行っていることを知りながら、平成20年5月頃から、当社の従業員をA組合において無登録の販売業務に従事させていた。また、当社は、平成20年4月頃から、A組合の事業の用に供する事務用機器等に係る諸費用を、同年10月から、A組合の事業の用に供する事務所に係る賃料等を、当社名義により支出していた。 (2)当社は、投資助言・代理業の登録時(平成20年5月)から検査基準日までの間、投資助言業務の実績が一切ないにもかかわらず、平成21年3月期の事業報告書にあたかも投資助言業の実績があるかのような虚偽の記載を行い、当該事業報告書を関東財務局長に提出した。	0	22.7~9

	検査マニュア.	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	
Ⅱ-1-4 態勢編・投 資助言・代 理業者	1. 内部管理態 勢	_	助言	法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況及び法人関係情報を利用した助言	金商法第51条	当社は、社内規程において法人関係情報の定義を明確化しておらず、これまで法人関係情報として報告されたものが1件もないなど、法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が構築されていない状況にある。こうした中、当社シニアアナリストは、上場会社より同社が自己株式の買付けを行う旨の法人関係情報を取得し、当社代表社員に伝達したが、いずれの者も当該法人関係情報をコンプライアンス・オフィサーに報告しなかったため、当該法人関係情報公表日より前に、当該法人関係情報を利用して、顧客に対し、当該上場会社の株式に係る買い推奨の助言をした。	0	20.10~12
Ⅱ-1-4 態勢編・投 資助言・代 理業者	1. 内部管理態 勢	_	助言	内部管理態勢の不 備	_	当社においては、①役職員が行う取引について、利益相反行為等を防止する観点での検証方法等が定められておらず、また、②管理職自ら就業時間中に業務用パソコンを用いて現物株式及び株価指数オプション取引を行い、そのうち現物株式に係る取引銘柄のほとんどが当社の推奨銘柄となっていたにもかかわらずこれが看過されており、当社の内部管理態勢は、投資助言業務の公平性・適正性を確保するうえで不十分なものとなっていた。	_	21.4~6
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(1) 取締役等の 認識及び役 割	運用	自己の利益を図る ためファンド出資者 の利益を害する運 用を行う行為	金商法第42条の2第7 号に基づく金商業等府 令第130条第1項第2号	当社は、未公開会社A社の公開を支援するファンドを設立し、A社の既存株主及びA社からA社株式を取得させた。これに先立ち、当社代表取締役社長は、A社の既存株主との間で、当該ファンドでの取得単価を決定した上で、その取得単価を嵩上げし、単価の嵩上げに伴い当該ファンドから既存株主へ余分に支払われる譲渡代金を当社へ還流させる旨の約束を行った。当社は本件約束に基づき、当該ファンドに嵩上げした単価で既存株主からA社株式を取得させていた。その後、嵩上げされた譲渡代金の一部が、既存株主から当社へ還流されていた。	0	21.10~12
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(1) 取締役等の 認識及び役 割	運用	利益相反管理態勢 の不備	_	当社は、社内規程において、利害関係者からの物件取得等に当たっては、投資法人役員会の事前承認を得なければならないと定めており、利害関係者との間の取引等に対して牽制機能を働かせることとしているが、当社における利害関係者からの物件取得に係る利益相反管理態勢につき、①投資法人役員会の事前承認を得ていない事例がある、また、②コンプライアンス委員会の審査及び投資法人役員会の事前承認の際の審議において、鑑定評価書が審議資料として用いられておらず、また、鑑定評価額と取得価格の乖離に係る審議が不十分であるといった不備事例が把握された。	_	21.4~6
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(3) 社内規程	運用	役職員取引に係る 内部管理態勢の不 備	_	当社では、役職員個人が証券取引を行う場合、コンプライアンス部の事前承認を必要とする社内ルールを定めている。しかしながら、調査のために企業訪問を行ったファンド・マネージャー等が訪問後に、自己の計算で訪問先企業の株式の取引を行う可能性があり、かつ、現実に取引を行っているにもかかわらず、ファンド・マネージャー等の株取引において、当該株式の発行会社への訪問の有無を事前承認時のチェック対象としていなかった。	_	20.7~9
Ⅱ-1-5 態勢編·投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(5) 運用管理態 勢	運用	未公開株式の不適 切な時価評価	_	当社は、投資顧問(助言)契約又は投資一任契約に基づいて助言又は一任運用するファンドの投資対象である未公開株式の時価評価を適切に行っておらず、その結果、ファンドの投資者に損害を与えていた。	_	19.10~12
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(5) 運用管理態 勢	運用	投資信託の時価管 理に係る内部管理 態勢の不備	_	当社は、当社が設定・運用する投資信託の時価評価の適正性を検証する方法の一つとして、 当該投資信託に組み入れられた外国債券の中から時価が長期間変動していない(以下「ステイ ルプライス」という。)銘柄の抽出に係る社内ルールを定めているものの、社内ルールどおりの 検証を行わず、複数の銘柄についてステイルプライスを把握していなかった。また、数か月の 間、時価に全く値動きのない状況が続いていたにもかかわらず、当社は長期間にわたりこれら のステイルプライスを放置し、検証・対応を怠っていた。	-	20.7~9
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(6) 不動産運用 管理態勢	運用	物件管理に係る利 益相反管理態勢の 不備	_	当社は、業者選定の際に、正当な理由なく利害関係人等をそれ以外の者よりも優先して選定しないこと等を定めチェックを行うとしているものの、判断根拠を具体的に示さないまま、利害関係人等の業者を選定するなど、自ら定めた規程の実効性が確保されない状況にあり、当社の利益相反管理態勢には不備が認められた。	-	21.7~9

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	************************************	公表内容	
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(6) 不動産運用 管理態勢	運用	長期フォワード・コミットメント物件取得に係る運用リスク管理態勢の不備	_	当社は、不動産評価額が売買契約額を下回り含み損が発生しており、含み損が違約金額を超過するような長期フォワード・コミットメント物件の取得に当たり、含み損と違約金額の比較検討及び当該比較検討を踏まえ現状の取得方針を変更するか否かなどについての検討を、迅速かつ適切に行うべきところこれらを行っておらず、当社における長期フォワード・コミットメント物件取得に係る管理態勢には不備が認められた。	-	21.7~9
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	1. 内部管理態 勢	(7) 運用の再委 託管理	運用	リスク管理態勢の不備	_	当社は、当社が設定・運用する(再委託による運用を含む。)投資信託について、社内ルールに基づくリスク管理委員会を適時開催しておらず、また、他社に運用を再委託している投資信託に関して、運用方針との整合性等の観点からの適切なモニタリングを行う態勢を整備していなかった。	-	20.1~3
Ⅱ-1-5 態勢編·投 資運用業 者	4. システムリ スク管理態 勢	(2) 適切なシス テムリスク 管理態勢の 確立	運用	システムリスク管理 態勢の不備	_	(1) 当社は、システム管理を委託している外部委託先に対して、各部署からのリモートログイン申請に基づきログインパスワードを都度貸し出し、各種作業を行わせることとしているが、当社においては、当該申請が実施されず、システム統合時に外部委託先に対して付与したパスワードが継続的に使用されており、その状況が看過されているなど外部委託先管理態勢の不備が認められた。 (2) 当社は、事務手続において、システム障害を認識した部署がシステム障害全てについてシステム管理部へ報告し、システム管理部が障害管理記録票を起票した上で、障害発生状況をリスク管理委員会に報告することとしている。しかしながら、システム管理部は、一部の障害について障害管理記録票を起票・回付しておらず、リスク管理委員会へ報告していないなど、システム障害管理態勢の不備が認められた。	-	22.1~3
Ⅱ-1-5 態勢編·投 資運用業 者	4. システムリ スク管理態 勢	(7) 外部委託管 理	運用	電子情報処理組織 の管理が十分でな いと認められる状 況等	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第14号	(1) 当社は、業務委託先及びその再委託先業者に対して、当社が業務上利用するシステムのID/パスワード等を周知していたため、業務委託先等の担当者による当該システムへの複数の不正アクセス(ユーザー以外の者が行うアクセス)が認められた。 (2) 当社においては、①業務委託先の選定基準、評価基準等が定められていない、②システムの所管部署が不正アクセスの発生を「障害」と認識せず、経営陣等へ報告していない、③内部監査部署が不正アクセスに係る問題点を経営会議へ報告するなどしたにもかかわらず、経営陣は措置を講じていない、などといったシステムリスク管理態勢上の不備等が認められた。	-	21.10~12
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	投資法人決算時鑑 定評価に係る善管 注意義務違反	投信法第34条の2第2 項	当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人の投資対象物件の鑑定評価を外部の不動産鑑定評価会社(以下「本件鑑定業者」という。)に依頼しているが、本件鑑定業者が、鑑定時点での契約関係に照らして適切でないものと認められる収支を前提として鑑定評価を行い、このことが鑑定評価書上明らかであるにもかかわらず、不適切な収支が採用されていることを看過し、当該鑑定結果を資産運用報告書に記載していた。	-	20.1~3
Ⅱ-1-5 態勢編·投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用		投信法第34条の2第2 項	当社は、当社の利害関係者からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、不動産鑑定業者に対し、作成途中のエンジアニング・レポートや売主が当該物件を取得する際に使用したエンジアニング・レポートといった不適切な資料の提供をし、また、鑑定評価に必要な管理委託契約書の提供をしておらず、委託報酬等の概要が記載された簡易な資料等を提供していた。	0	20.4~6
	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	利害関係者からの 資産の取得に係る 善管注意義務違反	投信法第34条の2第2 項	当社は、投資法人に、利害関係者である売主から物件を取得させるに当たり、当社の定める取得基準を満たすと判断できない情報を売主からあらかじめ入手していたにもかかわらず、本物件の取得に際し何ら対応を行っていなかった。	_	20.7~9
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	利害関係を有する 者からの資産の取 得等に係る善管注 意義務違反	投信法第34条の2第2 項	当社は、資産の運用に係る委託契約に基づき行っている投資法人の資産の運用に関し、当社の親会社等の利害関係を有する者から物件を取得するに際し、1物件について、当社が定めるアスベストを使用している物件の取得に係る投資方針等の基準を満たすための対応を怠り、投資法人に不要な費用の支出をさせた。また、他の1物件について、増改築工事中の賃料未収入期間を考慮することなく、投資法人に資産を取得させるなどしていた。	0	-20.10~12

	検査マニュア	П.	業種	区分	関係条文等	(平成19年/月~平成23年3 指摘事項		指摘時期
II -1-5	<u> </u>	ル (3) 運用リスク の把握	運用	資産の取得に係る 善管注意義務違反	投信法第34条の2第2	当社は、利害関係を有する者から投資法人に複数物件を取得させるに際し、当初、購入希望価格については当社査定価格とすることとしたが、その後、1物件について主要テナントから解約通知書が提出されたにもかかわらず、当該解約予告を反映させた場合の価格査定を行うことなく取得させた。	<u>公衣内各</u> _	20.10~12
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	投資法人資産取得 時鑑定評価依頼に 係る内部管理態勢 の不備	_	当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人の物件取得時に不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼するに際し、不動産鑑定業者が示した内示額に対し、当該物件の賃料の引き上げ余地に係る意見を述べ、これにより、不動産鑑定業者は取得〇年目から賃料増額改定を行うことを前提に、より高額な鑑定評価額を算定した。しかし、その後の市況の悪化等により、当社は当該賃料増額改定を取得〇年目に行うことは実現困難であると認識するようになったにもかかわらず、不動産鑑定業者に対して、当社の賃料増額交渉に係るリスクの認識を伝えなかった。また、当該鑑定評価書を受領した際に、その内容を検証し、当該鑑定評価書が賃料増額改定の実現が実際には困難である状況を反映していないことについて不動産鑑定業者に確認していなかった。	_	20.4~6
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	物件取得の意思決 定過程における取 得価格の妥当性の 不十分な検討	_	当社は、物件に係る購入希望価格を査定する際、修繕費について、エンジニアリング・レポート 作成会社等が作成した修繕計画と大きく異なった判断を行っているにもかかわらず、修繕費の 妥当性の検討を十分に行っておらず、修繕費の査定根拠も記録保存していなかった。	_	20.7~9
Ⅱ-1-5 態勢編・投 資運用業 者	5. 運用リスク 管理態勢	(3) 運用リスク の把握	運用	期末鑑定評価に係 る内部管理態勢の 不備	_	当社は、「含み損の減少、含み益の増加」を目的として、複数の不動産鑑定業者に価格査定を依頼して価格査定額を複数受領した上、その中で当該査定額が一番高い不動産鑑定業者を選定して鑑定評価書(又は価格調査書)の発行を依頼し、当該評価書に基づき資産運用報告にて開示し、また、上記複数鑑定に係る費用を当投資法人に負担させていた。このような当社の不動産鑑定業者の選定等は、恣意性を排除して合理的な評価額を算定するという複数鑑定の趣旨にそぐわず、また、選定の妥当性等につき十分な検討がなされたものとはいえない不適切な取扱いとなっていた。	-	21.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	1. 基本的態度 に係る着眼 事項	_	仲介	金融商品仲介業者 に係る制限を逸脱 する行為	金商法第29条 金商法第66条の12	当社代表取締役社長は、当社の金融商品仲介業務の顧客との間で、会員契約を締結し、当該顧客から会費を徴収する一方、当該顧客の金融資産のポートフォリオの分析・構築等といった業務を提供しているが、当社が行う当該業務は、具体的な金融商品の銘柄や数量、購入時期等を提案する等となっており、実態としては投資助言行為を行っている状況であると認められた。また、当社は上記投資助言行為を行った顧客に対し、所属金融商品取引業者からの委託を受けることなく、私募ファンド等の商品内容の説明や取得の提案を行うなど、私募の取扱いを行っている状況も認められた。	0	- 22.1~3
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	1. 基本的態度 に係る着眼 事項	_	仲介	金融商品仲介行為 の明示事項に係る 不備	金商法第66条の11	当社は、投資助言業務の顧客につき当該助言に基づく委託売買注文の仲介を行っているが、 金商法第66条の11第4号に基づく金商業等府令第272条第2号に規定する金融商品仲介行為 により得ることとなる「手数料等の額の算定方法」について、あらかじめ顧客に明示していな かった。	_	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	1. 基本的態度 に係る着眼 事項	_	仲介	金融商品仲介業者 に係る制限を超え る金融商品取引行 為等	金商法第66条の12 証取法第66条の11 証取法第28条	(1) 当社は、A証券会社との間で金融商品仲介業に係る業務委託契約を締結し、A証券会社は、顧客との間で、日経平均株価指数オプション取引に関して、売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については特定同意の範囲内でA証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結した。当社においては、本来、当該取引の「媒介行為」として勧誘・仲介を行うべきところ、当社歩合外務員は、その範囲を超えて、受託した特定同意注文につき、自らの判断により価格を決定の上、A証券会社の取次母店である証券会社に直接発注していた。(2) 当社の代表取締役及び専務取締役は、当社の所属証券会社(所属金融商品取引業者)の委託を受けておらず、また、証券業の登録を受けていない状況であるにもかかわらず、顧客(所属証券会社の顧客を含む。)に対し、他の会社の社債に係る私募の取扱いを行った。	0	- 21.1 ~ 3

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目		(1) 基本的事項 の検証	助言	業務の内容及び方 法に変更があった 場合の届出未済	金商法第31条第3項	当社は、登録申請書の記載事項である「業務の内容及び方法」のうち、会員区分及び助言報酬等の業務執行の方法に係る変更を数回行っているが、これを財務局長に届け出ていなかった。	_	22.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	運用	投資運用業の登録 に係る登録拒否要 件に該当している 状況	金商法第29条の4第1 項第4号	当社は、投資運用業の登録要件である最低資本金の額(5,000万円)を一時的に満たすべく、当社へ出資するためにA社を新たに設立し、当社の自己資金に加え、金融機関からの借入金をA社に貸し付けた上で、A社を通じて出資を受けた。金融機関からの借入金は、増資後速やかに当該出資金を充てて返済する意図を持っていたことなど、真に資本を充実させる行為ではなく、当社がA社から受けた払込みは無効であると認められる。したがって、当社は、投資運用業の登録に必要である最低資本金の額を満たしていない状況にあった。	-	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言		(1)金商法第31条第1項 (2)(3)金商法第50条第1 項	(1)当社は、施行令第15条の4第2号に基づく業府令第6条第2項で規定する「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者」が平成21年10月31日に2名退職しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。 (2)当社は、平成22年2月1日より投資助言業務を休止しているにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。 (3)当社は、平成21年11月1日にA社の出資総額全額を取得し、子会社とした結果、金商法第50条第1項第8号に基づく業府令第199条第3号に規定する「他の法人が、子法人等に該当することとなった場合」に該当することとなった場合」に該当することとなった場合」に該当することとなったにもかかわらず、その旨を当局に届け出ていなかった。	-	22.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	登録事項の変更の 届出未済	金商法第31条第3項	当社は、投資顧問業の登録に当たり、助言の対象として登録申請書に「証取法第二条に定める有価証券」と記載して登録を受け、その後、有価証券指数等先物取引に係る助言を開始したにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行わなかった。さらに、金商法施行に伴うみなし登録の申請に当たっても、市場デリバティブ取引に係る助言を行っているにもかかわらず、助言の対象として市場デリバティブ取引を記載せずに登録を受けたほか、その後も登録事項の変更を行わないまま、投資助言業務を行っていた。	-	21.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種(有価)	特定口座開設顧客 に対し必要な情報 を適切に通知して いないと認められる 状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第8号	当社は、特定口座開設顧客が当該口座において保有する現物株式の銘柄に係る株主割当増資に関し、当該増資への申込みを行うか否かにかかわらず、当該銘柄を保有する顧客全員が申込みを行ったものとみなして、株式の平均取得単価を算出するシステムを構築しており、当該増資への申込みを行わない顧客については、権利落ち後に、当該銘柄(4銘柄)の平均取得単価を修正する必要があるものの、当社はこれを行わなかった。このため、当該増資を申し込まなかった顧客のうち、当該増資に係る銘柄を売却している顧客152名に対して、当社は誤った算出平均取得単価を用いて算出された取得価額を通知した。	0	20.10~12
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種 (有価)	店頭デリバティブ取 引に係る法定帳簿 の未作成	金商法第46条の2	当社は、店頭デリバティブ取引に係る法定帳簿のうちの一部について、取引開始時点から一度も作成していない、あるいは一部未作成の期間があった。	_	20.1~3
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種(その他)	注文伝票の作成及 び保存に係る不備	金商法第46条の2	当社は、顧客が電話で発注した注文に係る注文伝票について、これを作成し保存していなかった。また、当社は、注文のうち約定しなかったものに係る注文伝票について、保存していなかった。	_	20.7~9
II -2-1	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種 (有価)	営業報告書等の記 載誤り	金商法第46条の3第1 項	当社は、日本証券金融㈱との間で行っている株式の貸借について、営業報告書等に記載すべきものであるとの認識がなく、その結果、有価証券の貸借の状況について、記載誤りのある営業報告書及び事業報告書を作成し、提出した。	_	20.10~12

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	訴訟の当事者と なった場合の届出 未済	金商法第50条第1項第 8号	当社は、投資顧問契約を締結した顧客から訴訟を提起され、当事者となったにもかかわらず、その旨を財務局長に届け出なかった。	_	21.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種 (その他)	純財産額が資本金 の額に満たなくなっ た場合の届出未済	金商法第50条第1項	当社は、純財産額が資本金の額に満たなくなった場合に該当することとなったにもかかわらず、その旨を財務局長に届け出ていなかった。	I	21.10~12
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種 (有価)	大量保有報告書等 の提出漏れ及び誤 記載	項	当社は、当社のグループ会社より委任を受けた、グループ(当社を含む。)で共同保有する株券等に係る大量保有報告書及びその変更報告書の作成及び当局への提出に関する業務において、以下のとおり、提出漏れ及び誤記載があった。 ①当社は、グループで共同保有するA社株式の保有割合が大量保有報告書の提出要件である5%を超えていたにもかかわらず、当局に大量保有報告書を提出していなかった。また、その後、グループで共同保有するA社株式の保有割合が1%以上変動するなどしていたにもかかわらず、変更報告書を提出していなかった。②当社が、当局に提出していなかった。②当社が、当局に提出したグループで共同保有する株式等に係る大量保有報告書等の記載内容に誤りがあった。	ı	20.4~6
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	第一種 (有価)	業務の内容又は方 法等の変更に係る 届出漏れ	証取法第30条第3項	当社は、「有価証券の引受に関する規程」や「リスク管理規程」を変更していたにもかかわらず、業務の内容又は方法等の変更に係る届出を行っていなかった。	-	19.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	登録事項に係る不備	顧問業法第5条第1項 顧問業法第8条第1項	当社は、投資顧問業登録の申請に当たり、当社役員が他の会社の常務に従事していたにもかかわらず、当該事項について記載していない登録申請書を当局に提出した。また、当社は、投資顧問業登録以降に当社役員が他の会社の常務に従事したにもかかわらず、変更があった役員の兼職状況について、当局に対し変更の届出を行っていなかった。	_	19.7~9
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	報酬体系の変更の 未届	顧問業法第8条第1項	当社は、投資顧問業に係る報酬体系を変更したにもかかわらず、当該事項について登録の変更の届出を行っていなかった。	-	19.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	その他業務に係る 変更の届出の未提 出	顧問業法第8条第1項	当社は、投資顧問業務以外のその他業務を営むことについて、当局に登録の変更の届出を 行っていなかった。	_	19.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	助言	投資ー任契約に係 る業務の認可取得 前にファンドの一任 運用をする行為	顧問業法第24条第1項	当社は、運用会社との間で投資顧問(助言)契約を締結し、その運用に関し助言を行っていたとするファンドについて、投資一任契約に係る業務の認可を受ける前に、事実上投資一任契約を締結し、その一任運用を行っていた。	0	-19.10 ~ 12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(1) 基本的事項 の検証	運用	取締役の兼職制限 違反	顧問業法第30条	当社取締役会長は、当局の承認を受けることなく、他の会社の常務に従事していた。	-	19.10~12

	検査マニュア	ال	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 上 指摘事項	カに快宜で於 公表内容	
II -2-1		(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (その他)	顧客に対し特別の	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第3号	当社は、平成18年5月から同20年7月末までの間、外国為替証拠金取引において、既存顧客の取引拡大及び取引口座解約率の低下を目的として、顧客が行った取引数量に応じ一定のポイントを付与し、当該ポイントに応じた顧客口座への入金又は商品との交換サービス(以下「ポイントサービス」という。)を取り扱っていた。このような状況下、当社は、平成20年4月21日に顧客Aからの要求を受け、同年4月24日、ポイントサービス規約には、複数口座に係るポイントの合算や、ポイントの前倒し付与を認めるといった規約がないにもかかわらず、当該顧客のみ特例として、同顧客の個人口座及び同顧客が代表を務める法人3口座に係るポイントを合算して66,060ポイント(66,060円相当)とすること、また、パソコン3台(366,030円)と交換するために不足する299,970ポイント(299,970円相当)を前倒しで付与し、当該顧客にパソコン3台を提供することを決定し、翌4月25日、パソコン3台を小売業者から366,030円(顧客保有の66,060ポイント=66,060円相当を含む。)で仕入れ、当該顧客に提供した。	_	22.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	特例 第二種	金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為	金商法第38条第1号	当社は、ファンドの持分の取得勧誘において、親会社であるA社が運営する集団投資スキームの運用報告書等を用いて勧誘を行っていたが、当該運用報告書等には、「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示されているものの、実際には主に貸付けにより運用されているなど、事実と著しく相違するものとなっていた。当社には、A社に対し、A社ファンドの運用内容に係る情報提供を要請する機会が多数あったにもかかわらず、これを怠り、虚偽の表示を看過したことについては、重大な過失があるものと認められた。当社は、このような状況の下、これらのファンドの取得勧誘に際して、運用報告書等の投資勧誘資料を用い、ファンドの運用方法及び実績という投資者の投資判断に影響を及ぼす重要な事項につき、虚偽の告知を行っていた。	0	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	特例	運用報告書等に係 る虚偽告知	金商法第38条第1号	当社は、当社を営業者とし親会社であるA社が運営する集団投資スキームの持分の私募を行っており、取得勧誘の資料として、当該ファンドの運用報告書等をホームページに掲載するとともに、子会社による取得勧誘に際し、当該運用報告書等を使用させている。当社は、当該運用報告書等に「ファンド・オブ・ファンズで運用し、安定した運用益を得られている」等と表示しているものの、実際には主に貸付により運用しているなど、これらの表示は事実と著しく相違するものとなっていた。	o ——	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (有価)		金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	当社は、当社がマーケットメイクを行うカバードワラントの自動停止機能等について、「外国証券内容説明書」に一定の記載があるものの、取引が自動的に停止すること、取引停止の頻度及び取引停止の理由につき、顧客がその実態を正確に把握可能な内容であるとまでは認められず、顧客に誤解を生じさせうる表示をしていた。	-	20.7~9
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (有価)		金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	当社は、毎月分配型の投資信託の勧誘資料において、分配額が運用状況において変動するものであるにもかかわらず、その旨の注意書きも無く「分配金が、1口に対し〇円入ります。」と断定的な表現の記載を行っている。また、各基準日の過去1年分の実績を見ると、付加配当がなされたり、毎月の分配金が変動しているものがあるにもかかわらず、当該分配金に12を掛けて「年間分配金」と記載している。さらに、「年間分配金」を現在の購入価格で割り返したものを「概算年利回り」と称して記載しているが、当該利回りは将来的に毎月の分配金が変動なく1年間支払われ、かつ、基準価額も1年間全く変わらないという条件に基づく仮定の数字であるという旨の説明が記載されていない。	-	20.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (有価)	誘に関して、虚偽		①当社執行役員は、同一事業スキームの中で発行された複数の私募債の中に、償還原資が異なる私募債があることを認識していたにもかかわらず、同じ償還原資であると事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。②当社営業推進本部長は、①記載の私募債の満期時において、当社で決定した事実がないにもかかわらず、当該私募債と同様の条件で新たな私募債が発行されるとした文書を作成し、各営業部店長あてに電子メールで送信した。その結果、当社は、複数の営業部店において、あたかも同条件で新たな私募債が発行されるとの事実と異なる説明を行い、一部の顧客が当該私募債を買い付けた。	_	21.1~3

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	助言	投資顧問契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	当社は、投資顧問契約の見込顧客に対して郵送する勧誘資料において、当社内の特定の部署を記載し、当該部署が企業調査分析を行っているとしているが、実際には当該部署は存在しないなど、事実と相違する虚偽の表示を行っていた。	_	21.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (その他)	顧客に対し特別の 利益を提供する行 為等	(1)金商法38条6号に基 づく金商業等府令第117 条第1項第3号 (2)金商法39条第3項に 基づく金商業等府令第 119条第3項	(1) 当社は、システム障害により損失を受けた顧客から、当該損失補てん処理のほか、新規注文を建てるために必要となる証拠金を当社が負担するよう要求を受け、当該顧客に対し、本来の損失補てん金額に加えて当該証拠金を負担することにより特別の利益を提供した。 (2) 当社は、システム障害により損失が生じた顧客のうち100名以上の顧客に対し、損失の補てんとして合計500万円以上を支払っていながら、これらについて、財務局長に事故報告を行っていなかった。	0	-21.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第二種	ファンド持分の取得 勧誘に係る虚偽表 示等	(1)金商法第51条 (2)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第2号	当社は、旅館業に投資する4本の匿名組合の出資持分の取得勧誘を行っている。 (1) 本件ファンドは、宿泊施設の取得・管理等を業務委託しているA社から宿泊施設の取得等を再委託されているB社に対し、宿泊施設の取得費用として出資金の大半を前払金として支払っている。しかしながら、B社は、前払金の入金日又はその翌日には、これを自社の借入金返済などの運転資金に充当しており、同社においては、前払金の受領後、又は宿泊施設取得後も3か月以上にわたり、宿泊施設の取得、又は前払金の精算を行っていない状況が認められた。本件については、B社の前社長である当社社長が、本件ファンドの最初のファンドの販売時にA社と話し合い、B社が前払金を受けることを取り決め、これについては、当時の当社社長(現B社社長、以下「前社長」という。)にも説明している。また、当社社長及び前社長は、B社への前払金が、B社において長期間滞留し、B社の運転資金に使用されている状況も認識していた。しかしながら、当社社長及び前社長は、これらの事実を当社の他の役職員に知らせないまま、取得勧誘を継続させていた。 (2) B社については、同社の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として本件ファンドの資金がB社へ前払いされることを知った以降、また、前社長に代わって当社社長が就任した以降も、投資者に対し、B社に関する記載がない契約締結前交付書面等を交付し、投資者に対し、B社に係る説明を行うことなく取得勧誘を行っていた。	0	- 22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (その他)	店頭金融先物取引において、売付け及び買付けの価格を同時に提示せずに値決めを行っている状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第20号	当社では、外国為替証拠金取引業務において、当社が顧客に対して交付している契約締結前交付書面等に記載された方法と異なり、取引通貨の売付け及び買付けの価格の双方があるにもかかわらず、顧客に対してこれらを同時に提示しておらず、値決め担当者が売付け及び買付けの価格を任意に決定している状況にあった。こうした中、当社の値決め担当者は、為替相場が円安傾向にあったため、ニュージーランドドル/円の通貨取引の買建てについて、反対売買を行ったならば、利益を得ることができると認識した。このような業務状況の中、当該値決め担当者は、通常、顧客からの注文を成行で受注していたことを奇貨として、対顧客と対当社のカバー取引先との間の取引による差額分を当社に帰属させることを企図し、ニュージーランドドル/円の通貨取引の反対売買について、顧客との間の取引は、当社のカバー取引先が提示する価格よりさらに1通貨単位あたり約4円から2円低い価格で約定する一方、当社のカバー取引先における仕切り売りを提示レートで行うことにより、売買益48,526,300円を取得する行為を実行した。	0	- 20.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(2) 勧誘状況の 検証	第一種 (有価)	有価証券の私募の 取扱いに関し、重 要な事項につき誤 解を生ぜしめるべ き表示をする行為	証取法第42条第1項第 10号に基づく行為規制 府令第4条第1号	当社は、診療報酬債権を主な裏付資産とする海外発行私募円建社債券の私募の取扱いに際し、当該社債券の裏付資産という重要な事項につき、医療機関から社会保険診療報酬支払基金等に請求が行われていない将来債権が含まれているにもかかわらず、既に請求済みの確定した診療報酬債権のみであるかのような誤解を生ぜしめるべき表示のある説明資料により、勧誘を行っていた。	-	19.7~9

-	検査マニュア	л	業種	区分	関係条文等	「中成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
1	火旦 マーユノ	<i>''</i>	未性	上方			ム衣内合	11111111111111111111111111111111111111
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	第一種 (有価)	特定投資家移行に 係る不適切な取扱 い	金商法第34条の4第2 項	当社は、特定投資家としての取扱いを申し出た個人顧客2名に関し、金融商品取引法第34条の4第1項第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第62条に規定された要件すべてに該当する個人であるかについて確認すべきところ、「デイトレーダーとして業界で有名な者である。」、「上場会社の大株主である。」という漠然とした情報に基づき、顧客の投資経験の有無や資産規模を把握するにとどまるなど、法令に定める確認行為を行わないまま特定投資家への移行の申出を承諾し、特定投資家としての取扱いを行っていた。	-	22.10~12
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	助言	法定書面の未交付 等	(1) 金商法第37条の3第 1項 (2)金商法第37条の4第 1項 (3) 金商法第47条 (4)金商法第47条の2	当社の業務運営状況について検証したところ、以下の事実が認められた。 (1) 金融商品取引契約の締結前に交付する書面について、投資助言・代理業の登録を受けてから検査基準日までの間に投資顧問契約を締結した全顧客に対して交付していなかった。 (2) 金融商品取引契約の締結時に交付する書面を作成しておらず、顧客に対して交付していなかった。 (3) 助言の内容を記載した書面を作成しておらず、保存していなかった。 (4) 記載内容が実際と異なることを認識しながら、「契約件数」及び「投資助言報酬」について虚偽の数値を記載した事業報告書を当局に提出した。	0	22.10~12
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	助言	法定書面に係る不 備	①金商法第37条の3第 1項 ②金商法第37条の4第 1項	当社は、国内株式及び外国為替証拠金取引に係る投資助言業務を行うに当たり、 ①契約締結前交付書面に記載すべき事項を当社のホームページに掲載し、当該記載事項を顧客の閲覧に供するという電磁的方法をもって提供することとしているが、電磁的方法により当該記載事項を提供することについて、あらかじめ顧客の承諾を得ておらず、また、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがある旨」等の記載すべき事項を記載していなかった。 ②投資顧問契約が終了し、契約期間のみを変更する内容で再度投資顧問契約を締結した顧客に対して、契約締結時交付書面を交付していなかった。	-	21.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	助言	法定交付書面の未 交付	①金商法第37条の3第 1項 ②金商法第37条の4第 1項	当社は、投資顧問契約を締結した全ての顧客に対して、①契約締結前交付書面を交付していなかった。また、②契約締結時交付書面も交付していなかった。	_	21.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	第一種 (有価)	契約締結前交付書 面の未交付	金商法第37条の3第1 項	当社は、金商法施行後、口座開設済みの既存顧客に対して、契約締結前交付書面(以下「交付書面」という。)を一斉発送しているほか、新規に口座を開設した顧客に対して、営業員から直接、交付書面を交付している。しかしながら、当社が交付書面を交付した日から1年を超えて金融商品取引を再開している顧客に対して、交付書面を交付していなかった。	_	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	第一種(その他)	成立した取引に係 る書面の不備	金先法第71条第1項	当社は、受託契約等に係る金融先物取引が成立したときに交付すべき書面について、顧客からの事前の承諾を得ずに電磁的方法により交付していた。	-	19.10~12
II -2-1	2. 内部管理	(3) 書面の交付 状況	第一種(その他)	委託証拠金の受領 に係る書面の不備	金先法第72条第1項	当社は、顧客からの委託証拠金の受領に係る書面について、顧客からの事前の承諾を得ずに電磁的方法により交付していた。	_	19.10~12

杨	査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、投資顧問契約の締結を勧誘するサイトにおいて広告を行っているが、当サイトを検証したところ、その行う金融商品取引業に関する広告において、以下の表示を行っていた。 (1) 当社の投資助言業務の顧客の実績紹介について 投資顧問契約の助言内容の優位性について信憑性を与えるため、顧客として「A氏」の顔写真を掲載した上で、取引履歴画像を添付して、「目標金額の100,000円を達成!」と、「A氏」が実際に取引を行い、あたかも当該顧客が優れた成果を収めたかのようなコメントを表示していた。 しかしながら、「A氏」については、実在する顧客ではないほか、取引履歴画像についても架空のものであった。 (2) 金融商品取引業者の登録について 「3つのスキルがあるから私はこの分野では日本ーと言えるのです。その実績を、当局第一号から評価され難しい『認定』を頂くことができました。」と表示し、また、「当局初のインターネット認定スクール」と表示しており、あたかも当局が当社のこれまでの実績を評価し、当社の投資助言業務を認定したかのような表示を行っていた。 (3) 動画映像による表示について FX取引は、顧客が差し入れた証拠金の額を超える損失が生じる可能性があるにもかかわらず、勧誘する相手方のリスクに対する抵抗を軽減するため、事実と異なる説明になることを認識しながら、「FXへ間違った認識を持つ人が多いですがどう思いますか?」という文言に続けて、「自分の入れた以上のお金を失うことはまずありませんし・・・」と説明をしていた。		22.10~12
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告	金商法第37条第2項	当社は、顧客獲得のための広告として、不特定多数の者が閲覧できるウェブログ(以下「ブログ」という。)を当社ホームページに掲載しているが、架空の人物である当社会員Aを主人公としたブログにおいて、当社の助言により利益を上げることができたとする架空の物語を掲載し、当社の助言実績について著しく事実に相違する表示を行っていた。	-	22.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	第二種	著しく事実に相違 する表示等のある 広告を行う行為		(2)ファンドの分配目標において、契約締結前交付書面には「年10%から12%」と記載しているところを、根拠もなく分配目標「10%~20%」あるいは「10%~40%」と記載し、金商法第37条第2項に規定する「金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み」について、著しく事実に相違する表示を行った。	-	22.7~9
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目		(4) 広告審査等 の状況	助言	広告に係る不備	金商法第37条第1項	当社は、顧客に対して送付する勧誘資料において、「顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合」における、「当該指標」並びに「当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由」を記載していなかった。	_	21.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、投資顧問契約に基づく助言業務に係る実績について、広く一般に配布するリーフレットに虚偽の実績を記載することにより、著しく事実に相違する表示を行っていた。	0	20.7~9
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、営業案内書に一定の期間内に行う助言回数を明記することにより、会員に対して最低でも営業案内書に記載された回数の助言を行うかのような記載をしているものの、営業案内書に記載された回数の助言が行われていなかった。	_	21.4~6

	検査マニュア	п. —	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	区分	関係条文等			
<u> </u>	快宜ヾーユブ 	<i>/</i> /	業種	卢 万		指摘事項	公衣内谷	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、会員を募って有料で行うべき外国為替証拠金取引の内容の記載を含む投資情報を電子メールにより配信し、当該有料情報発信に係る会員を募集する広告を当社ホームページに掲載しており、①あたかも実際の取引に基づいて作成したかのように月別の累計為替差益等及び毎月の「収支表」を記載しているが、これらは実際に取引を行った結果ではなく、当社の分析者等が配信情報等に基づき取引を行うことができた日と価格を為替チャートと照合して作成したものであったにもかかわらず、作成方法についての記載がなく、②また、当社の分析者等が実際に利益を上げたかのように表示しているが、これも①と同様に、配信情報等に基づき約定することができたなどと仮定したものであるにもかかわらず、算出方法の記載がなかった。	_	21.4~6
Ⅱ-2-1 業務編•共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	登金	広告審査態勢の不 備	_	当社は、個人向け国債に係る広告等において、利率について誤った数字をホームページに掲示し、また、それを掲載した広報誌を顧客に配布していた。	_	19.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	2. 内部管理	(4) 広告審査等 の状況	助言	広告審査態勢の不備	_	当社は、ホームページ上に、当社が助言を行った銘柄につき助言後の株価上昇率等を掲載しているが、広告について正確な内容を掲載するための実効性のある検証態勢を構築していないことから、株価上昇率等に関し事実と異なる表示を行っていた。	-	21.7~9
	3. 顧客情報の 管理	_	第一種(有価)	個人情報保護管理 態勢の不備	(1)金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第6号 (2)金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第7号	(1)当社においては、顧客の氏名、住所、口座番号、取引・残高明細が記載された取引残高報告書(約14,000通)の電子データによって構成されたデータベース1件が台帳に登録されておらず、当該データベースについて、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。また、取得後6か月を超えて保管されている個人データについて、当社の誤認から、台帳の保管期限欄には一律「6か月」と記載するなどしており、台帳の記載内容に不備が認められた。 (2)当社においては、機微情報の取扱いについての社内規程を整備しておらず、相続手続業務に伴い取得した機微情報を含む戸籍謄本等をPDFファイル化して保存しているものの、本来付与する必要のない職員に対してもアクセス権限が付与されていた。また、口座管理業務に伴い取得した運転免許証等の本人確認書類をPDFファイル化して多数保有しているが、そのうち90件について、当該機微情報部分に黒塗り等の措置を講じないまま取得し、他の本人確認書類と同様のアクセス権限の下で保存していた。	_	22.10~12
	3. 顧客情報の 管理	_	第一種(有価)	個人情報保護管理 態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第6号、第7号	当社における個人である顧客に関する情報の安全管理について、以下のとおり、適切な措置が 講じられていなかった。 ①当社は、個人データに関する(イ)取得項目、(ロ)利用目的、(ハ)保管場所・保管方法・保管 期限、(二)管理部署、(ホ)アクセス制御の状況を、これらを管理する台帳に未記載であり、ま た、社内規程上の保管年限を変更しているにもかかわらず、当該台帳上の記載を変更していな かった。さらに、本店各部、支店及び営業所に管理台帳が送付されていなかったため、管理台 帳に従った個人データの管理が行われていなかった。 ②当社は、取得した機微情報について、管理台帳に記載していなかった。 ③当社は、個人データの取扱状況の点検・監査において、(i)個人データについて、本店各部、 支店及び営業所には、管理台帳が存在しないこと、(ii)機微情報について、実施要領に機微情 報に係る項目が盛り込まれず、取得・入力状況の記録等がされていないこと、を確認しておら ず、実効性のある点検・監査を行っていなかった。	_	20.4~6
	3. 顧客情報の 管理	_	助言	顧客に関する情報 の管理態勢の不備	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第6号	当社においては、①資産運用に係るセミナーを開く際、当社の管理者がいない状況のもと、セミナー参加者が当社の顧客情報を自由に閲覧することが可能な状態になっていた。②法定帳簿を搬送する際、顧客情報の管理に係る取り決め等を締結することなく、外部講師に口頭で依頼し、持参させていた。③パソコン1台を外部講師用に設置しているが、当該端末は当社の専用端末と接続されているため、専用端末に保存されている顧客名簿や全顧客の取引状況等の顧客情報を外部講師が自由に閲覧できる状態となっていた。	-	21.4~6

	検査マニュア	11	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
	快宜マーユア	<i> </i>	未性	区方			公衣內谷	拍制吁别
業務編∙共	3. 顧客情報の 管理	_	第一種(有価)	外利用の防止措置	(1)- (2)金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第7号	(1) ①当社は、当社関係会社との間において、個人情報の取扱いに係る契約(以下「覚書」という。)を定める旨の利用契約を締結したものの、当該覚書が締結される以前に、当該関係会社に対して、顧客約8万人分の「顧客カタカナ情報」、「顧客漢字氏名」、「メールアドレス」及び「ログインID」の情報を提供した。 ②当社においては、当社元社員が、約900名分の顧客情報(顧客氏名、顧客コード、顧客が売買した銘柄、約定日、売買数量、売買単価及び内部者登録の有無)が記録されたフロッピーディスクを持ち出していた事実が認められたにもかかわらず、十分な再発防止策がとられていない状況が認められた。 (2) 当社においては、業務上必要がないにもかかわらず、顧客等から受け入れた本人確認書類の「本籍地」欄を塗りつぶさずに保管している状況が認められた。	_	21.1~3
業務編∙共	3. 顧客情報の 管理	_	登金	個人データに係る管理態勢の不備	_	当社においては、個人情報の管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた。さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。	_	22.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	なりすまし取引が 疑われる口座に係 る検証態勢が不十 分な状況	_	(1) 当社は、新規顧客による口座開設時及び既存顧客による登録内容変更時に、当該顧客とメールアドレス又は電話番号が同一である異姓異住所等の顧客(以下「重複顧客」という。)を抽出しているが、そのうち、新規顧客又は登録内容を変更した顧客のみに取引主体等が本人か否かの回答を求め、この回答のみをもって、当該顧客とメールアドレス等が重複する他の顧客も含め、問題ないものとして判断しているなど、取引主体等の確認が不十分な状況であった。(2) 当社は、半年に一度、定期名寄せ調査として、重複顧客を抽出しているが、抽出された顧客に対してメールアドレス等の重複の解消を依頼し、これが解消されれば調査終了とするなど、当該調査の実態は、なりすまし取引を防止するための調査としては実効性がない。(3) 今回検査において、重複顧客に係る取引内容の審査やIPアドレス調査を行ったところ、なりすまし取引が強く疑われる同一日に同一銘柄を売買し、かつ、IPアドレスが同一である複数の顧客が認められた。	_	23.1~3
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第二種	本人確認等義務違反	(3)犯収法第4条第2項	当社における匿名組合契約を締結した出資者に係る本人確認等の実施状況を検証したところ、以下の事実が認められた。 (1) 当社は、匿名組合契約の顧客について、本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行ってしなかった。 (2) 当社は、運転免許証等の本人確認書類の写しの送付を受けた顧客に対して、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していなかった。 (3) 当社は、法人顧客において取引の任に当たっている者から本人確認書類を徴しておらず、本人確認を行っていなかった。 (4) 当社は、上記(1)及び(2)の顧客について、本人確認記録を作成していなかった。	_	22.1~3
Ⅱ-2-1 業務編·共 通項目	4. 本人確認等	_	第二種	本人確認義務違反	犯収法第4条第1項	当社は、第二種金融商品取引業の登録以降、自らを業務執行組合員とする任意組合契約に基づく出資持分の取得勧誘を行っているが、当該ファンドにおいて、投資事業組合契約を締結した顧客に係る本人確認を行っていなかった。	-	22.4~6

<u> </u>	 		₩1 =	·	88 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	(平成19年7月~平成23年3		
-	検査マニュア	<i> </i>	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	マネー・ローンダリング等防止態勢の不備	(1)犯収法第9条第1項 (2)—	当社においては、不芳属性情報の存在する顧客については、コンプライアンス部署が注意口座として顧客口座管理システムに登録し、営業部店において当該システムにより注意口座との確認が可能な状況となっており、注意口座として登録された顧客への勧誘は、原則、禁止とされているほか、注意口座での取引については、取引実行後にコンプライアンス部署へ報告することが定められている。しかしながら、(1) 注意口座として登録がなされているにもかかわらず、当該口座に対し、営業店による入出金に係るモニタリングが実施されておらず、コンプライアンス部署においても営業部店に対する点検が行われていないこと等から、疑わしい取引の届出が未提出となっていた事例が認められた。(2) 当社の公募株の配分に関する社内規程では、公募株の配分は取引実績等を総合的に検討して実施することとされているが、部長及び営業担当者等は、当該顧客が不芳属性情報を持つ顧客であり、原則、勧誘禁止となっていることを認識しながら、過去における特段の取引実績もない中で、社内ルールを無視し、割り当てられた公募株の消化を目的として勧誘、配分を行ったほか、コンプライアンス部署への報告を行わなかった。	_	22.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	-	第一種(有価)	本人確認法違反	本人確認法第3条第1 項、第2項	当社は、他社が運用する外国投資信託につき、顧客に対し「私募の取扱い」により勧誘を行い、海外の販売会社から有価証券を直接取得させているが、当社が直接取得させる当事者ではないことを理由に、当該顧客について、本人確認を行っていなかった。	_	19.7~9
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(その他)	本人確認法違反	本人確認法第3条第1 項、第2項	当社は、当社で外国為替証拠金取引口座を開設した顧客の一部について、転送不要郵便物等として送付する方法による本人確認を行っていなかった。また、法人顧客の取引の任に当たる自然人の一部について、本人確認を行っていなかった。	-	19.10~12
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種 (有価)	本人確認法違反	①本人確認法第3条第 1項、第2項 ②本人確認法第4条第 1項	当社は、①顧客との間で株券の貸借を行うことを内容とする契約を締結するに際し、顧客及び取引の任に当たっている自然人について本人確認を行っておらず、また、②取引口座を開設した一部の顧客について、本人確認法に基づく本人確認記録を作成していなかった。	-	20.1~3
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	本人確認法違反	本人確認法第3条第1 項	当社は、当社のインターネット取引に係る顧客について、電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを行い、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座のほか、「同姓異住所」口座及び「異姓同住所」口座を複数抽出したにもかかわらず、これらの口座におけるその後の取引に際し、本人確認を行っていなかった。	0	20.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	本人確認法違反	本人確認法第3条第1 項、第2項	当社は、電子メールアドレス等が同一である顧客口座の名寄せを行い、取引の相手方が取引 の名義人等になりすましている疑いのある「異姓異住所」口座等を多数抽出したにもかかわら ず、必要な本人確認態勢を整備していなかったことから、これらの口座におけるその後の取引 に際し、本人確認を行っていなかった。	0 ——	20.4~6
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	-	第一種 (有価)	本人確認等に係る 顧客管理態勢の不 備	_	当社における顧客管理において、 (1)電話番号等が同一である顧客口座の名寄せ調査における顧客への確認方法が、回答フォーマット上の項目にチェックさせるという形式的なものとなっているなど、属性情報に疑義があり、なりすまし等が疑われる口座に係る検証が不十分となっていた。また、名寄せ調査に基づき、当社が取引停止措置を執っている口座34件のうち30口座について、疑わしい取引の届出を行っていなかった。 (2)異名義入金に係る顧客確認において、未だに顧客と連絡が取れないことからその確認が全く行えない状況となっているにもかかわらず、一部について、異名義入金発生以降も取引が継続していた。	-	22.7~9

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項		公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-1 業務編・共 通項目	4. 本人確認等	_	第一種(有価)	異名義入金に係る 顧客管理態勢の不 備	_	当社は、複数のネット銀行の預金口座から、顧客証券口座へ即時入金が反映され (以下「リアルタイム入金」という。)を提供しているが、当該リアルタイム入金につい 度、振込み依頼人名義を確認しておらず、顧客は、証券口座名義と預金口座名義 しても入金が可能であり、顧客証券口座に当該入金が即時反映され、当社が異名 識し証券口座ロックを実施するまでは、有価証券等の買付け等の取引が可能な状 た。	て、その都 が異なったと 義入金と認 況となってい	_	21.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種 (その他)	取引一任勘定取引 の受託・執行	金商法第29条	当社部長は、その業務に関し、当社において外国為替証拠金取引を行っていた顧当該取引の受託に関して、取引対象通貨、取引の数量、売買の別及び既に成立しを期限前に決済すること等について顧客の同意を得ないで定めることができる旨の(取引一任勘定取引の受託)、当該顧客名義の口座及び当該顧客の仮名口座にまずれ取引一任勘定取引を行った。	ている取引)合意をし らいて、それ	0	21.7~9
II-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種(その他)	顧客に対する注文 方法の提示におい て誤解を生ぜしめ るべき表示をする 行為	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	当社は、外国為替証拠金取引において、顧客が使用するシステム活用ガイドで、「は、今の為替レートで素早く約定する」旨説明を行い、原則、顧客から受けた注文に約定している。しかしながら、当社は、当社が指定した顧客について、上記約定方法法を採用しており、当該顧客については成行注文の約4割が不成立となるほか、口が遅延したことにより損失が拡大する取引を発生させている。このように、当社が指の顧客に係る成行注文は、活用ガイドの説明とは異なり、著しい差異が生じているらず、当社は当該顧客に対して適切な説明を行っていなかった。	は、速やかに まとは別の方 スカット注文 旨定した特定	0	21.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種(有価)	損失補でん	金商法第39条第1項第 1号 金商法第39条第1項第3 号	当社金融商品営業部長及び株式派生商品営業部長は、顧客に対して、他社株転打本件EB債」という。)を販売するに際して、顧客が第三者に対して販売できず、残合には、当該残りを販売時の価格と同値で買い戻す旨の約束をし、勧誘を行った。該株式派生商品営業部長等は、顧客から本件EB債について残りが生じたとの連絡、本件EB債の時価が下落しているにもかかわらず、本件EB債の一部を、販売い戻す方法により、本件EB債取引に係る顧客の損失について、約6,800万円の財法提供した。	りが生じた場 その後、当 絡を受けたた 時と同値で買 産上の利益	0	-22.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種(その他)	取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為	金商法第39条第1項第3 号	当社は、顧客から、取引一任勘定取引により損失が発生したとして当該損失を補て要求を受け、当社代表取締役社長及び常務取締役等は、当該顧客との間で当該技に係る金額・支払時期等に関する交渉を行うなどし当該損失補てんの要求を受けた、当該顧客に取引損金及び慰謝料を支払うことを決め、当社部長に対して同額を指示した。当該部長は、上記指示に従い、取引一任勘定取引により生じた顧客の対するため、当該顧客に対し金銭を支払った。	員失の補てん 入れることと ∵支払うよう	0	-21.7∼9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種(有価)	事故確認を受けないで行った有価証券の売買に係る損失補てんについて	金商法第39条第1項第 3号	当社は、満期償還を迎える外国債券を保有する顧客に対し、顧客の受け取る経過課税相当額が控除されないように償還前の売却を勧誘し、同意を得たが、利金請求確定日に関して誤認していたため、結果として、経過利子につき課税相当額が控防となり、満期保有時の受取利金と途中売却時の経過利子との差額につき顧客に損めることとなった。このため、当社は、損失相当額を上乗せした価格で当該債券を履取ることにより損失補てんを行っているが、本来、事故による損失補てんをする場合の確認を受ける必要があるにもかかわらず、当該確認を受けていなかった。	求権の最終 ネされる扱い 失を生ぜし 頚客から買い	_	21.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種 (有価)	デリバティブ商品に おけるリスク説明が 不十分な状況	_	当社が顧客と締結している長期通貨スワップ取引契約について、「契約締結前交付ける時価変動シミュレーションの記載内容は、一定の前提条件は示されているもの支払額が大幅に増加する転換点となる為替レートが含まれていないなど、表示され変動幅が狭小であることから、円高が進行するにつれ顧客の評価損が大幅に拡大該通貨スワップ取引の特性を踏まえた記載となっておらず、この点について当社がよる十分な説明を行っていた状況も確認できなかった。	の、顧客の にている為替 こするという当	-	22.7~9

	検査マニュア	بال	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項		指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2)	第一種(有価)	外貨建て債券の不 適切な乗換え勧誘		当社営業員は、償還までの期間が概ね同様なオーストラリアドル建て債券(以下「豪ドル債」という。)からニュージーランドドル建て債券(以下「NZドル債」という。)への乗換え売買に係る勧誘に当たり、顧客に対し、豪ドルの金利水準よりもNZドルの金利水準が高い状況にあり、NZドル債の利率が豪ドル債の利率より高いことなどを伝えたものの、NZドル債の最終利回りが豪ドル債の最終利回りを下回っている状況(豪ドル債の売却コストやNZドル債の発行コストが大きいことに起因するもの)を説明することなく、乗換え勧誘を行っている状況が認められた。		20.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(2) 勧誘状況	第一種(有価)	毎月利払い型外国 債券に係る不適正 な償還前売却の勧 誘等	_	当社は、毎月利払い型外国債券については、税金等を考慮すると、償還前に売却した方が償還まで保有するよりも、顧客にとって外貨での受取金額は少なくなるケースが生じることを把握していたものの、営業部店に対して毎月利払い型外国債券の当該性質を周知していなかった。このため、当社営業員は、「償還前売却の受取金額の方が償還時の受取金額より多く、償還前売却をする方が有利である。」旨顧客に伝え売却の勧誘を行うなど、不適正な勧誘等を行った。	-	21.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(3) 勧誘資料	第一種 (有価)	訂正目論見書の未 交付	金商法第15条第4項	当社は、金融商品取引法第7条の規定に基づき投資信託委託会社が有価証券届出書を提出している投資信託受益証券33銘柄について、当該委託会社から当該訂正届出書に記載された事項を記載した目論見書を受領しているにもかかわらず、110顧客に対して、訂正目論見書ではなく訂正前の有価証券届出書に記載された事項を記載した目論見書を交付し、当該投資信託受益証券を取得させた。	-	21.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(3) 勧誘資料	第一種(有価)	取得させる有価証 券と同一の銘柄を 所有する顧客に対 する目論見書の未 交付	証取法第15条第2項	当社は、取得させる投資信託と同一の銘柄を所有する顧客に対し、記載内容が変更された目論見書の交付を受けないことについて当該顧客から同意を得ていないにもかかわらず、当該銘柄を取得させるに当たり、変更後の目論見書をあらかじめ又は同時に交付していなかった。	-	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(3) 勧誘資料	第一種 (有価)	最終訂正目論見書 交付に係る内部管 理態勢の不備	_	当社は、株式等の公募及び売出しに係る最終訂正目論見書について、「電話で顧客に対し発行価格を連絡していれば、最終訂正目論見書を約定日当日に郵送することもやむ得ない」との誤った認識に起因して、約定日後に顧客に対し交付していた。	-	20.4~6
Ⅱ-2-2 業務編•第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	外国債券の取引に 係る事実と異なる 表示	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第2号	当社は、売出しを行った外国債券については、コンプライアンス上の観点から短期損切を不可としていることから、売出し期間終了後から売出し期間最終日が属する月の翌月最終営業日までの間(自動約定不可期間)に限り、システムによる自動約定は出来ない設定としており、それに代えて電話連絡による個別に約定する手続きとしていたが、担当営業員が自動約定不可期間は、約定することができないものと誤って理解していたため、自動約定不可期間に顧客より外国債券の売却をしたい旨の意思表示又は売却可否の問合せを受けた際に、「自動約定不可期間は売却することができない」と事実と異なる説明を行い、自動約定不可期間が終了した翌営業日に売却させていた。	-	20.4~6
II -2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	損失補てんの約束 をする行為等	(1)金商法第39条第1項 第1号 (2)金商法第50条第1項	(1) 当社本店営業部次長は、顧客の信用取引による評価損が拡大した際、顧客から、損金の支払いに応じる見返りとして、今後の取引において発生する損失は10万円を限度とし、それ以上の損失に対しては損失補てんを行う旨の念書を差し入れるよう要求され、当該念書を差し入れた。 (2) 当社では、(1)により事故等の届出を提出する必要があったものの、本店営業部次長が当該念書の差入れを自発的に上司に報告し、その回収も出来たこと等を理由として、最終的に当該念書の差入れは損失補てんの約束には当たらないと曲解し、当局に対する事故等の届出の提出を行わなかった。	-	21.1~3

	検査マニュア	П.	業種	区分	関係条文等	(平成19年7月~平成23年3 指摘事項	公表内容	
	快 <u>日</u> マーエノ 		未性	上 刀	国际未入守	抽摘事項 当社FX事業部員は、外国為替証拠金取引に係るロスカットによる損失の補てん及び未約定と	公衣內合	拍顶时别
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (その他)	架空取引を捏造し て顧客に財産上の 利益を提供する行 為	金商法第39条第1項第 3号	国社FX事業前員は、外国為督証拠金取引に採るロスカットによる損失の補 Cの及び未利定となった注文が約定していれば得られたであろう利益について、顧客より財産上の利益を提供するよう要求を受け、独断でこれに応ずる旨を約束し、管理端末に架空の新規・決済注文を入力することで決済益を出す方法、又は約定データの単価を変更して決済損を少なくする方法により、財産上の利益を提供した。	0	20.7~9
II-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	有価証券の性質に つき顧客を誤認さ せるような勧誘行 為、及び事故の確 認を受けることなく 行った損失補てん 行為	金商法第39条第1項第 3号	当社は、外国籍オープンエンド契約型外国投資信託に係る受益証券を顧客に勧誘・販売した際、目論見書に記載された運用開始日から外国株式の組入れ等がなされ運用益が生ずる旨の説明を行っていたが、現地での証券取引に関する許認可取得の手続きが済んでいなかったことから、株式の組入れ等が3週間程度遅延した。そこで、当社は、当該投資信託につき株式の組入れ等が遅延した期間の株式指数の値上がりによる本投資信託の基準価額の上昇分相当価額について、本投資信託に対して補てんすることを決定し、本来、事故による損失補てんをする場合には当局の確認を受ける必要があるにもかかわらず、当該確認を受けることなく補てん行為を行った。	-	21.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	投資信託の買付申 込みに関し不適切 な説明を行ってい ると認められる状 況	_	当社では、顧客が株式を発注する場合、有価証券を加えた預り資産の範囲で買付注文を発注できるサービスを提供しており、この場合、現金の不足分は、受け渡日までに入金すればよい旨表示している。一方、顧客が、当社において投資信託の定期買付けを行うため、当該買付代金を証券口座に入金した場合、当該入金をした後の同日中に株式買付けに係る注文を出すと、当該代金が、自動的に拘束されるシステム仕様となっている。このため、顧客が株式の買付注文を出した際に、株式の買付代金と投信の決済予定金額の合計額に対して、預り金等が不足した状態になると、投信の買付申込みのために入金した代金がエラーとなり、この結果、翌営業日の投信買付けが行われず、上記の表示内容等とは異なる取扱いとなっている状況が認められた。また、当社には、上記事例に係る顧客から、複数の苦情が寄せられていたが、当社は、当該苦情について、顧客の立場に立った検討を行わないまま、社内ルールだからという思い込みから、「顧客要望」「顧客の勘違い」等として処理をし、顧客に対し不適切な説明が行われているという状況を看過していた。	_	22.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種(有価)	公募株式投資信託 の換金請求に係る 事項の未説明	_	当社営業員は、顧客の公募株式投資信託の換金請求に関し、顧客に換金方法(解約、買取りの別)の説明をしていなかった。	-	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	投資者保護上重大 な問題となる事務 対応	_	当社は、顧客から受けた投資信託の一部解約注文について、当社の事務処理ミスにより全解 約としたにもかかわらず、顧客説明の際に、訂正処理による原状回復が可能である旨の説明を 一切行わず、謝罪により当該取引の追認を求めていた。	_	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種 (有価)	投資者保護上重大 な問題となる事務 対応	_	当社は、外国債券の注文に係る受託・執行にあたって、顧客に対し、利金及び償還金の受取方法について、円貨又は外貨の別を事前に確認することとしている。 しかしながら、当社営業員は、顧客の「利金の受取りは外貨」との意思確認を怠ったため、利金が円貨で支払われた結果、顧客が希望していた外貨MMFの買付けが行われなかった。 これにもかかわらず、当該営業員は、当該顧客に対し、訂正処理による原状回復が可能である 旨の説明を一切行わず、謝罪により当該取引の追認を求めた。	_	20.1~3

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	1 指摘事項	公表内容	指摘時期
II-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(4) 顧客への対 応	第一種(有価)	営業員の不適切な 営業姿勢について	_	当社においては、①同一外貨建て商品間の乗換えに際し、顧客に対し十分な説明をせずに、一旦、円貨決済させた上で、再度、外貨決済させ、顧客に二重に為替スプレッドを負担させる、また、②複数の同一外貨建て商品の約定代金を合算することにより、大口優遇サービス(為替スプレッドを優遇)を適用できるにもかかわらず、顧客に対し十分な説明を実施していない、といった事例が認められた。	_	21.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(5) 弊害防止措 置	第一種(有価)	親法人から非公開情報を受領する行為	証取法第45条第3号に 基づく行為規制府令第 12条第1項第7号	当社は、親法人等から、顧客の同意書を取得しないまま、親法人等と顧客の非公開情報を含む情報処理システムを共用していた。	-	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	1. 営業姿勢等	(5) 弊害防止措 置	第一種(有価)	親銀行から非公開 情報を受領する行 為及び親銀行から 取得した非公開情 報を利用して勧誘 する行為	証取法第45条第3号に 基づく行為規制府令第 12条第1項第7号	当社の複数の従業員は、親銀行から、顧客より同意書を取得しないまま、顧客に関する非公開情報を受領した。 上記従業員の1名から当該非公開情報を受領した同従業員の上司である部長は、情報の属性についてコンプライアンス部門に確認することなく、同部所属の他の従業員に対し、当該非公開情報に基づき新規顧客を勧誘するよう指示し、当該従業員とともに、有価証券の買付けの勧誘を行った。	0	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種(有価)	空売り規制違反	金商法162条第1項第1号	当社において、顧客からA銘柄の売付注文を受けた担当者(以下「受注担当者」という。)が、顧客の銘柄ごとの受注、執行及び約定に係る状況を適切に管理していないため、顧客が保有するA銘柄の株式数を正確に把握しておらず、また、注文の執行担当部署の担当者(以下「執行担当者」という。)も、受注担当者が受託した売付注文が顧客のA銘柄に係る保有株式数の範囲内であるかについてのチェックを怠っていたため、①受注担当者が顧客から受託したA銘柄にかかる売付注文198株のうち88株は、空売りとなるにもかかわらず、執行担当者は、取引所に対し空売りであるか否かの別を明らかにしないまま、これを執行した。②さらに、受注担当者は、株価の下落局面において、顧客から直近公表価格以下の価格で受託し、執行担当者はこれを執行した。	-	22.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種(有価)	上場株式の相場を 変動させる目的を もって、当該株式に 係る買付け等を行 う行為	金商法第38条6号に基 づく 金商業等府令第117条 第1項第19号	当社証券本部証券部の2名のディーラーは、少なくとも平成21年4月から同年12月にかけて、その業務に関し、多数の上場銘柄の株式について、「他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、自らの売買取引を有利に導くため当該銘柄の株価を変動させる目的をもって、約定させる意図のない指値」(いわゆる「見せ玉」)などによる買付注文等を行った。	0	22.7~9
Ⅱ-2-2 業務編•第	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種(有価)	発行会社による自 社上場株券の買付 に係る無断買付及 び買付執行に関す る社内管理体制の 不備	(1)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第11号 (2)金商法第40条第2号 に基づく金商業等府令 第123条第1項第13号	当社は、取引所金融商品市場での発行会社による自社上場株券の買付けの受託業務を行っており、発行会社との間で取引一任勘定取引契約を締結するなどして取引を受託している。(1) 当社は、発行会社との間で「自己の株式買付委託契約」を締結し、発行会社が一定の日における買付株数及び買付金額の総額を指定したうえで買付けを行うと定め、個別に顧客より注文書を受け、注文書に基づき自己株買付けを行っていた。しかしながら、当社の買付担当者は、当該銘柄の流動性が低いため、買える時に買えるだけ買うべきと考え、発行会社が公表した取得株式の総数等の上限の範囲内であればよいと認識し、注文書の総数等を超えた買付けを行っていた。(2) 当社は、自己株買付けに係る取扱規程及び業務フローを定めていなかったため、当該業務の運営は担当部署に委ねられ、買付担当者等による恣意的な判断により行われていたほか、担当部署の責任者は個別の買付けが注文書の買付可能範囲内であるかについての検証を全く行っていないなど、当社の自己株買付けに関する内部管理態勢は不十分なものとなっていた。	_	22.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種(有価)	特定の上場金融商 品の相場を固定させる目的をもって、 買付けの申込み等 を行う行為	金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第19号	は、その業務に関し、特定の上場銘柄の株式について、ストップ高買い気配に固定させる目的をもって、大引け間際に、ストップ高の1円下の指値及びストップ高となる指値での大量の買付注文を行い、当該銘柄の株価を固定させた。	0	21.10~12

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種品融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種 (有価)	空売り価格規制の 潜脱行為を防止す る態勢が不十分な 状況	金商法第162条第1項第 1号	当社は、インターネットによる株式取引の受託業務において、同一銘柄で51単元未満の株式の信用取引の新規売り注文について、一定の条件により複数回の注文株数を合計して顧客を抽出し(以下、当該合計した注文を「一口注文」という。)、抽出回数に応じて、当該顧客へ警告文書等の送付又は信用新規売りの取引停止を行うことにより、空売り価格規制の潜脱防止を図っている。しかしながら、一口注文として抽出した顧客の中には、空売り価格規制に抵触している顧客が認められたほか、当社が信用新規売りの取引停止を行ったにもかかわらず、口座の抹消等の措置を採っていないことから、複数の顧客により、繰り返し空売り価格規制に抵触する価格による取引が行われていた。	_	22.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種 (有価)	取引一任勘定取引 の契約を締結する 行為	証取法第42条第1項第 5号	当社営業員らは、それぞれの顧客との間で、有価証券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を執行した。	0	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種 (有価)	あらかじめ顧客の 同意を得ずに、当 該顧客の計算によ り有価証券の売買 をする行為	証取法第42条第1項第 10号に基づく行為規制 府令第4条第16号	当社営業員は、顧客の同意を得ることなく、その計算により、有価証券の売買注文を発注し約定させた。	_	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種 (有価)	取引所有価証券市 場における上場有 価証券の相場を固 定させる目的をもっ て、一連の上場有 価証券の買付けの 受託・執行をする行		当社は、当社が新規上場の際の株式公募に当たり引受主幹事会社を務めた上場会社の株式の株価について、公募価格と同価格以上に固定させる目的をもって、顧客に対し、公募価格と同価格の指値で当該株式の買付けを行うことを勧誘し、当該買付注文を受託し、取引所有価証券市場で執行した。	0	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(1) 取引執行状 況等	第一種(有価)	安定操作期間中の 安定操作取引以外 の買付け	外証法第14条第1項に おいて準用する証取法 第42条第1項第10号に 基づく外証府令第24条 第20号において準用す る行為規制府令第4条	当社は、当社の海外グループ会社との契約に基づき、いわゆる部分一任の買付けを行っているが、安定操作期間中の安定操作取引以外の当社の買付けについて、「安定操作取引以外の取引をすることができない者」の口座で買付け後、「安定操作取引以外の取引をすることができる者」の口座に付け替えた。	_	20.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(3) 過当な売買 取引等	第一種 (有価)	信用取引保証金の 不適切な引出し	金商法第161条の2に規 定する取引及びその保 証金に関する内閣府令 第7条	当社は、信用取引を受託している顧客に対し代用有価証券として預託を受けていた株式について、信用取引保証金口座から順次引き出すことを容認し、売却させているが、このうち一部のものについて、以下の状況が認められた。 (1)当該顧客に係る信用取引保証金の預託率が30%を下回ってるにもかかわらず、売却代金を受渡日に預り金口座に預け入れたままにさせている状況 (2)売却代金を受渡日に建て玉の品受け代金に充当させ、品受けした株式を代用有価証券として信用取引保証金口座に入庫させているものの、入庫後の預託率が30%を下回ってる状況	-	23.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(3) 過当な売買 取引等	第一種 (有価)	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等	(1)金商法第38条第6号 に基づく金商業等府令 第117条第1項第12号 (2)金商法第64条の5第 1項第2号	(1) 当社の使用人は、平成17年10月から同22年8月までの間、他の金融商品取引業者に開設された本人名義及び知人名義の口座において、専ら投機的利益の追求を目的として、自己の計算に基づく有価証券の売買その他の取引等を多数回にわたり行った。 (2) 当該使用人は、知人2名に対し、有価証券オプション取引での資金運用の一任を持ちかけ、これを約し、他の金融商品取引業者に開設された当該知人名義の口座において、平成21年10月から同22年8月までの間、当該知人の資金により有価証券オプション取引を行った。	0	22.10~12

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(3) 過当な売買 取引等	第一種 (有価)	証券会社の使用人による投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買をする行為	証取法第42条第1項第 10号に基づく行為規制 府令第4条第5号	当社歩合外務員は、息子名義で当社に口座を開設した上で、当該口座を利用して、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、専ら投機的利益の追求を目的として、株式の売買を多数回にわたり行った。	0	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(3) 過当な売買 取引等	第一種(有価)	証券会社の使用人 による投機的利益 の追求を目的とし た有価証券の売買 をする行為	証取法第42条第1項第 10号に基づく行為規制 府令第4条第5号	当社本店営業部係長は、自ら銘柄、株数、価格及び売買の別を決定し、当該決定に基づく発注 を、当社とは別の証券会社に口座を開設していた知人に依頼して、当該知人に発注させること により、専ら投機的利益の追求を目的として株式の売買を行った。	0	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種品取引 業者	2. 株式営業	(4) 自己売買取 引	第一種(有価)	外務員の職務に関する著しく不適当な行為 (弊害防止措置に 係る禁止行為を免れることを意図した 取引の着手)	金商法第64条の5第1 項第2号	(1) 当社が、共同主幹事会社として元引受けを行った社債券(以下「本件社債」という。)について、当社クレジット・レーディング部長は、本件社債を当社自己勘定で保有したいと考えたものの、それが困難であったことから、当社が代理を行っている当社の親法人等に該当する社(以下「A社」という。)の口座を使って、本件社債を買い付けることを検討する過程で、当該買付けが、行為規制府令第12条第1項第6号に規定する「証券会社が有価証券(中略)の引受人となった日から6月を経過する日までの間において、その親法人等(中略)に当該有価証券を売却すること(後略)。」に該当することを認識した。 (2) このため、同部長は、本件社債について、上記条文の禁止規定を免れることを意図して、かねてからの友人であるB証券会社社員との間で、本件社債について、①B証券会社が募集により当社から取得する取引(以下「本件プライマリー取引」という。)と、②当社が代理するA社がB証券会社から買い戻す取引(以下「本件セカンダリー取引」という。)の二つの取引(以下「本件スキーム」という。)を実行することを合意し、本件プライマリー取引、本件セカンダリー取引の約定を成立させ、本件社債について、行為規制府令第12条第1項第6号の禁止規定を免れることを意図して本件スキームに基づく一連の取引を実行に着手した。なお、本件取引は、受渡日までに当社コンプライアンス部門により訂正された。	0	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	2. 株式営業	(4) 自己売買取 引	第一種(有価)	法人関係情報に基 づいて、自己の計 算において有価証 券の売買をする行 為(取引一任契約 に基づきこれらの 取引をする行為を 含む。)	証取法第42条第1項第 10号に基づく行為規制 府令第4条第10号	(1) 当社は、当社の海外関連会社(以下「本件社債権者」という。)が引き受けたA社発行の転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(以下、本件新株予約権付社債の社債部分のみを「本件社債」、新株予約権部分のみを「本件新株予約権」という。)に関して、平成〇年△月×日、本件社債権者を代理して、本件社債に係る繰上償還請求権を行使した。 (2) A社は、当該繰上償還請求権の行使を受けて、投資者をして「平成〇年△月×日以降、本件新株予約権は行使されない」と認識させるべき内容のプレス・リリースを公表したところ、A社株価は上昇した。 (3) 当社は、上記(2)の状況を受けて、「本件社債権者が、本件プレス・リリースの公表後に本件新株予約権を行使し、その結果、A社株式が新たに発行された事実」が公表されていない状況において、本件社債権者との間の取引ー任契約に基づき、当該株式を市場において売り付けた。	0	19.7~9

· .	<u> </u>		علاد ۲۳	- ·		(平成19年7月~平成23年3 		
	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	3. 債券営業	(3) 時価情報の 提供	第一種 (有価)	時価情報の不十分 な検証態勢	_	(1) 当社においては、顧客に債券の時価情報を提供する前に、顧客管理部門の担当者が、すべての銘柄について前回提供時と今回提供時を比較し、その差が一定の変動範囲に収まっているかの判定を行い、一定範囲を超えて変動している場合には担当トレーダーに確認することとしている。しかしながら、当該確認は、顧客管理部門の担当者が自ら時価情報の算出に必要なパラメータ(金利、為替、ボラティリティ等)を取得し、担当トレーダーが算出した時価情報が正しいかどうかといった検証を行うものではなく、単に担当トレーダーに時価情報が正しいかについて電子メールで確認するにとどまるものであるなど、実効性のある検証とはなっていなかった。 (2) 当社は、時価情報として顧客へ提供した銘柄の一部について訂正を行っているが、その際、顧客管理部門の担当者は、訂正が行われた銘柄のうち普通社債について、担当トレーダーが時価情報を訂正した際に使用したクレジット・スプレッドの適切性を検証しているのみであり、その他の種類の債券については、訂正が適正に行われたかについての検証を行っていなかった。	-	21.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	4. 投信営業	(1)勧誘・ 取引実態の 把握	登金	投資信託の乗換勧 誘の際に重要な事 項について説明を 行っていない状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第9号	当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。	-	22.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	4. 投信営業	(1)勧誘・ 取引実態の 把握	第一種(有価)	投資信託の乗換勧 誘に関し、重要な 事項について説明 を行っていない状 況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第9号	当社は、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、社内システムにより乗換えの対象となる投資信託 に係る確認書を作成し、当該確認書を用いて顧客に対し重要事項の説明等を行っている。しか しながら、販売形態を取次会社から指定販売会社へ移行したことに伴い、銘柄コードが変更さ れ、旧銘柄コードの際に顧客へ販売された投資信託につき当社が解約等の処理を行う場合に は、当該システム上、概算損益に信託財産留保額等が反映されない状況となっており、当社は これらが反映されていない確認書をもって乗換勧誘を行っていたため、顧客に対して、投資信 託の乗換えコストを適切に説明していない状況となっていた。	_	22.1~3
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	4. 投信営業	(1)勧誘・ 取引実態の 把握	第一種(有価)	投信の乗換勧誘に際し重要な事項に ついて説明を行っ ていない状況等	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第1項第9号	当社においては、毎月分配型投信から他の投信への乗換勧誘に際し、売却銘柄の大幅な分配金引上げの事実という顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について顧客に説明していない事例が、多部店にわたり多数認められた。加えて、① 営業員が投信の乗換勧誘を行う場合には投信乗換記録を作成し営業管理職の事前承認を得ることとなっているが、営業管理職が申請書の内容を鵜呑みにし、事実の確認を行っていない事例があるなど、大半の営業管理職において投信の乗換勧誘に係る営業員への指導が不十分であり、不適切な乗換勧誘の状況を看過している、② コンプライアンス担当部署は、投信の乗換勧誘に係る重要事項の説明がされているかどうかについてのモニタリングを行っていないなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった。	-	22.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	4. 投信営業	(1)勧誘・ 取引実態の 把握	登金	償還(換金)乗換優 遇制度非適用に伴 う顧客の不要な買 付手数料負担	_	当社は、償還(換金)乗換優遇制度を適用している投資信託について、営業員等が乗換えを 行った顧客に対して当該制度利用の確認を行わなかったこと等から、本来負担する必要のない 買付手数料等を顧客に負担させていた。	_	20.4~6
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	4. 投信営業	(2) 過当な売買 取引等	登金	行為	証取法第65条の2第5 項において準用する証 取法第64条の5第1項 第2号	当社は、顧客から借入金に係る毎月の返済額等を軽減させたいとの相談を受けたことから、当社からの借入金を信用保証協会の「経営安定関連保証(セーフティネット保証)」付借入金へ借換えするなどにより、毎月の返済額等を軽減させる融資スキームを実行し、当該融資スキームの実行によって担保解除される定期預金を原資に投資信託の受益証券を顧客に取得するよう勧誘し、顧客に取得させた。	-	19.10~12

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	・	公表内容	
商品取引 業者	デリバティブ	(1) 勧誘・取引 実態の把握	第一種 (その他)	不招請勧誘	金商法第38条第3号	当社部長等は、法令遵守より自身の収入を安定させることを優先し、FX取引契約に係る締結の勧誘を要請していない顧客に対し、電話をかけて当該契約に係る締結の勧誘を行った。	_	21.7~9
	5. デリバティブ 営業等	(1) 勧誘・取引 実態の把握	第一種 (その他)		金商法第38条第6号に 基づく金商業等府令第 117条第1項第26号	当社は、店頭外国為替証拠金取引について対面取引を行っている複数の顧客に対して、同一通貨間で買いと売りの両ポジションを保有する両建て取引の勧誘(及びその後の受託、執行)を行っていた。	_	21.10~12
	デリバティブ	(1) 勧誘・取引 実態の把握	第一種 (その他)	不招請勧誘	金先法第76条第4号	当社外国為替営業部長は、外国為替証拠金取引の口座を解約した顧客(当該顧客には継続的取引関係にある顧客に該当しない一般顧客が含まれていた。)、及び当社が外国為替証拠金取引業務を譲り受けた際、当社への口座移管に同意しておらず、口座が移管されていない顧客等、受託契約等の締結の勧誘の要請をしていない一般顧客に対して、営業員に受託契約等の締結の勧誘を行わせていた。		19.10~12
	5. デリバティブ 営業等	(1) 勧誘・取引 実態の把握	第一種 (その他)	受託契約等の締結 の勧誘を受けた顧客が当該受託契約 等を締結しない旨 の意思を表示した にもかかわらず、当 該勧誘を継続する 行為	金先法第76条第5号	当社監査係取締役は、平成17年6月頃、その業務に関し、平成17年6月までの外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係る勧誘活動において、当社がFX取引に興味があるとした見込先については、改正金融先物取引法が施行される同年7月1日以降も継続して受託契約等の締結の勧誘を行うことを顧客係課長らに指示し、これを受けた顧客係課長らは、平成17年7月以降、当社が雇用したパート職員及び派遣社員に当該指示を伝え、顧客係課長及び当該パート職員等は、多数の見込先に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を行い、このうち、受託契約等を締結しない旨の意思又は当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を表示した顧客に対し、電話をかけて受託契約等の締結の勧誘を継続していた。	0	20.4~6
	5. デリバティブ 営業等	(4) 時価情報の 提供	第一種 (有価)	不適切な時価情報の提供	_	当社は、以下のとおり、不適切な時価情報を提供していた。 ①当社は、金融商品の時価算出に使用するパラメータの取得部署と時価算出部署の連携ミス 等により、顧客に対し、誤った金融商品の時価情報を提供していた。 ②当社は、評価期日前のパラメータを使用して時価を算出し、評価期日の時価として当該時価 情報を顧客に提供していた。	-	20.4~6
	分別管理業	(1) 対象有価証 券及び金銭	第一種(有価)	顧客から預託を受けた有価証券を自己の固有財産と分別して管理していない状況等	金商法第43条の2第1 項 金商法第43条の4第1 項	当社においては、日本証券金融㈱との間で株式の貸借を行うに当たり、品貸し申込みについての数量等を確認しないままシステム入力を行っていたことから、顧客の書面による同意を得ないまま、顧客から預託を受けた有価証券の一部を日本証券金融㈱への品貸しに流用している状況が認められた。結果、当社は、顧客から預託を受けた有価証券について、顧客から書面による同意を得ないまま他人に貸し付け、自己の固有財産と分別して管理していなかった。	-	20.10~12
	9. 分別管理業 務	(1) 対象有価証 券及び金銭	登金	顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況	金商法第43条の2第2項	当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオフバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。	_	22.7~9
Ⅱ-2-2 業務編•第 一種金融	9. 分別管理業 務	(1) 対象有価証 券及び金銭	第一種 (有価)	分別管理に係る顧 客分別金信託額が 不足している状況	金商法第43条の2第2 項	当社は、顧客の預り金の一部を顧客分別金として信託していなかったことから、顧客分別金必要額に比して顧客分別金信託額が不足する状況となっており、これを認識したにもかかわらず、その状況を継続させていた。	0	20.4~6

;	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
	9. 分別管理業 務	(1) 対象有価証 券及び金銭	第一種 (有価)	外国投資信託受益 証券の解約等に係 る顧客分別金の信 託不足	金商法第43条の2第2 項	当社は、前回検査において顧客分別金の信託不足につき指摘を受け、これに基づき業務改善命令を受けたにもかかわらず、今回検査においても外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客の計算に属する金銭について、分別管理を行わないまま業務を継続していた。	0	21.4~6
	9. 分別管理業 務	(1) 対象有価証 券及び金銭	第一種 (有価)	顧客分別金の額の 算定誤り	証取法第47条第2項	当社は、顧客分別金の額として算定すべき投資信託委託業者から受け入れた収益分配金を算定対象としていなかった。	_	19.7~9
	9. 分別管理業 務	(2) 保管方法 (有価証券)	第一種(有価)	分別管理の不備	金商法第43条の2第1 項	当社は、自己の計算において取得した投資信託の受益権について、本来であれば㈱証券保管振替機構の口座区分のうちの自己口において管理すべきところ、これを顧客口において管理していた。	_	21.1~3
	9. 分別管理業 務	(2) 保管方法 (有価証券)	第一種 (有価)	累積投資業務に係 る顧客有価証券の 分別保管の不備	証取法第47条第1項	当社は、第三者保管としている累積投資専用の追加型株式投資信託について、特定顧客に係る預り残高の計上もれ等の誤った処理により、運用先である投資信託委託業者との間に残高相違を生じさせていた。	_	19.7~9
	9. 分別管理業 務	(2) 保管方法 (有価証券)	登金	分別保管の不備	証取法第65条の2第5 項において準用する証 取法第47条第1項	当社は、当社が募集の取扱いを行った有価証券について、顧客からの預託分と自己の固有財産分の保管場所を明確に区分せず、一つのダンボール箱の中に同一券種を100枚単位で帯封で留めて保管していた。	_	19.10~12
	9. 分別管理業 務	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	委託者等から預託 を受けた委託証拠 金その他の保証金 について自己の固 有財産と区分して 管理していない状	金商法第43条の3第1 項	当社は、設立当時から資本の充実が図られておらず、営業を開始してほどなく、顧客から預託を受けた金銭の一部を当社の運転資金等に充当するなど、自己の固有財産と区分して管理していない状況となっていた。	0	19.10~12
	分別管理業	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	委託者等から預託 を受けた委託証拠 金その他の保証金 について自己の固 有財産と区分して 管理していない状	金商法第43条の3第1 項、第2項	当社は、外国為替証拠金取引において、顧客から預託を受けた金銭等の一部を、当社自己取引の損失に充当したため、顧客から預託を受けた金銭等を適切に管理していない状況となっていた。	0	20.1~3
	分別管理業	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない状況	金商法第43条の3第1 項	当社は、外国為替証拠金取引について、顧客から預託を受けた保証金を信託業務を営む金融機関への金銭信託により管理しているところ、当該金銭信託契約には、当社がカバー取引先との間で行うスワップ及びデリバティブ取引に係る債務についての保証が含まれ、しかもその被保証債務の範囲が顧客のカバー取引に限定されるものではないことから、当社が自己取引で損失を被った場合にも顧客の保証金が上記保証債務に充当されうる。これは、顧客から預託を受けた保証金を金銭信託に付した趣旨を実質的に損なうものに他ならず、当該保証金を自己の固有財産と区分して管理しているとは認められない状況となっていた。	-	20.1~3
	9. 分別管理業 務	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	顧客から預託を受けた保証金を自己の固有財産と区分して管理していない 状況	金商法第43条の3第1 項	当社は、顧客からの預り保証金(区分管理必要額)の算出に際し、顧客取引において預り保証金を超えるロスカットが生じた場合の損失相当額を区分管理必要額から差し引き、その総額を過少に算出していたことから、区分管理不足を生じさせていた。	-	22.1~3

———						(平成19年7月~平成23年3		
	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	9. 分別管理業 務	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	外国為替証拠金取 引業務に関する顧 客資産管理の不備	(3)金商法第46条の3第	(1) 当社は、証券業務に関し顧客から預託を受けた金銭について、信託銀行へ金銭信託を行い分別管理するとともに、FX業務に関し顧客から預託を受けた保証金についても、証券業務の分別管理用の信託口座において証券業務と合算で管理することとした。しかしながら、当社は、当該金銭信託に係る契約における受益者を「証取法第47条第2項に定める証券業に係る顧客」としていたため、FX業務に係る顧客につき、その預託した保証金が信託保全の対象とならないおそれのある状況となっていた。 (2) 当社は、顧客から預託を受けた保証金のうちカバー取引に必要な保証金につきカバー取引先へ送金しているが、当該送金額については、カバー取引先へ送金した時点で顧客から預託を受けた際に仕訳をした勘定科目から減額する方法にて経理処理を行っており、カバー取引先への預託額及び顧客からの受入額を貸借対照表に計上していなかった。 (3) 当社は、上記(2)のとおり、不適正な貸借対照表を作成していたため、事業報告書につき誤った記載内容のあるものを財務局長に提出し、財産の状況に関する説明書につき誤った記載のあるものを公衆の縦覧に供していた。 (4) 当社においては、カバー取引に係る預託及び金銭信託の口座残高合計額と管理帳票上の預託保証金額の差額につき、適切に説明できない状況となっていた。		21.7~9
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	分別管理業	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	委託者等から預託 を受けた委託証拠 金その他の保証金 について自己の固 有財産と区分して 管理していない状	金先法第91条第1項	当社は、顧客から預託された外国為替証拠金取引に係る委託証拠金等の区分管理を行うに当たり、その必要額と証券業に係る顧客分別金の信託必要額とを合算し、取締役社長名義により金銭信託しているため、委託証拠金等であることがその名義により明らかなものとなっていない。	_	19.7~9
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	9. 分別管理業 務	(5) デリバティブ 取引に係る 顧客分別金	第一種 (その他)	委託者等から預託 を受けた委託証拠 金その他の保証金 について自己の固 有財産と区分して 管理していない状 況	金先法第91条第1項	当社は、顧客から預託を受けた外国為替証拠金取引に係る委託証拠金のうち、カバー取引先に預託し、区分して管理していた額の一部について、代表取締役社長の友人への貸付けに流用するなど、自己の固有財産と区分して管理しておらず、区分して管理すべき額(以下「区分管理額」という。)が不足している状況となっていた。代表取締役社長及び委託証拠金の区分管理を担当する取締役副社長は、区分管理額が不足している状況を認識していたにもかかわらず、その原因を究明するなどの措置を講じず、区分管理額が不足している状況をそのまま放置していた。	0	19.10~12
Ⅱ -2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(1) 法令上の手 続等	第一種 (その他)	外務員登録を受け た者以外の者に外 務員の職務を行わ せる行為	金商法第64条第2項	当社は、遅くとも平成20年2月頃から検査基準日までの間、外国人向け求人サイト等に求人広告を掲載し、当該求人広告に応募した多数の者を外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)に係るトレイニー(研修生)として採用しているが、当社は、これらのトレイニーについて、外務員登録を行っていないため、FX取引の申込みの勧誘等、外務員の職務を行わせてはならない。しかしながら、今回検査において、当社は、上記期間、トレイニーの少なくとも10名に、見込み顧客の少なくとも18名に対してFX取引の申込みの勧誘を行わせている状況が認められた。	0	22.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(1) 法令上の手 続等	登金	外務員登録を受け た者以外の者に外 務員の職務を行わ せる行為	証取法第65条の2第5 項において準用する同 法第64条第2項	当社個人部ダイレクトバンキングセンター長は、外務員登録を受けていない同センターに所属する派遣社員及びパート社員に、電話による個人向け国債の勧誘を行わせていた。	0	20.4~6

	\ +		Alle TT					
7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(2) 不公正取引	第一種 (有価)	内部者登録に係る 内部管理態勢の不 備	_	①当社の顧客Aは、社内規程上、内部者登録を必要とする者である「発行会社の本店の部長」に該当するにもかかわらず、当社営業員が、口座開設時に内部者登録カードの作成を失念したため、内部者登録が行われなかった。その結果、顧客Aが同人の所属する発行会社の株式を売却しているにもかかわらず、当社における売買審査が行われなかった。②当社営業員は、顧客Bについて、社内規程上、「発行会社の支店長」に該当するため、内部者登録を必要とする者に該当すると認識したにもかかわらず、顧客Bが口座を開設したときに内部者登録を行っていなかった。また、当社営業員は、顧客Bについて、当社の口座開設申込書を再徴取した際に、「発行会社の取締役」であったことから、内部者登録の必要がある旨を当該申込書に記載したにもかかわらず、その後内部者登録を行っていなかった。	-	21.1~3
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(4) 事務処理の 適切性	第一種 (有価)	最良執行方針等の 不十分な管理態勢	3項 (2)金商法第50条第1項	(1) 当社においては、複数の金融商品取引所市場に上場されている銘柄について、最良執行市場と異なる市場に取り次いだ。 (2) 当社取締役は、営業員が発生させた最良執行義務違反の報告を受けていながら、その一部について当局に事故等の届出を提出しなかった。 (3) 当社は最良執行方針を改正したにもかかわらず、改訂した最良執行方針を店頭に掲示しなかった。	-	21.1~3
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(4) 事務処理の 適切性	第一種 (有価)	顧客の同意を得ないで顧客から預託を受けた有価証券を他人に貸し付ける行為及び当該有価証券に係る分別管理が行われていない状況	金商法第43条の4第1 項 金商法第43条の2第1 項	当社は、顧客から預託を受けた有価証券について、顧客から同意を得ないまま他人に貸し付け、自己の固有財産と分別して管理していなかった。	-	20.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(4) 事務処理の 適切性	第一種 (有価)	担保同意書の未徴 求	金商法第43条の4第1 項	当社は、非取引参加者であることから、顧客の信用取引の注文について、取次母店である証券会社へ取次ぎを行っているところ、当社において、顧客から預託を受けた有価証券を取次母店へ担保に供している事例の中に、顧客から書面による同意を得ていないものが認められた。	_	22.4~6
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(4) 事務処理の 適切性	第一種(有価)		証取法第43条の2第2 項、第4項	当社は、単位未満株式の取次ぎ先を変更するに当たり、最良執行方針等を修正していなかった。	_	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編·第 一種金融 商品取引 業者	10. 内部管理	(6) 金融商品仲 介業者の監 督	第一種 (有価)	金融商品仲介業者 の法令違反行為を 防止するための措 置が十分でないと 認められる状況	金商法第40条第2号に 基づく金商業等府令第 123条第15号	(1) 当社は、金融商品仲介業者に対し、法令違反行為を防止するための各種研修や監査等といった、仲介業者に法令遵守意識の徹底を求めるための措置を何ら講じていなかった。 (2) 当社は、金融商品仲介業者に注文伝票等を作成させて日々送付を受けてはいるものの、仲介業者が直接受託した取引は、仲介業者が管理するものであるとして、何ら確認・検証等を行わず、その取引実態も把握しておらず、仲介業者が仲介の委託を受けた当該取引につき自らの判断で価格を決定して発注するという法令違反行為を看過・放置しており、仲介業者における営業状況の実態の把握・検証等を全く行っていなかった。	0	21.1~3

	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	1 指摘事項	公表内容	
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	11. 財産・経理	(1) 純財産額の 算出に関す る検査の手 法 (2) 純財産額の 算出方法	第一種 (その他)	無財産額が最低純 財産額を下回る状 況	金商法第52条第1項第 3号	当社は、資産の過大計上や負債の過少計上等といった不適切な経理処理に終始しており、当社の純財産額は、5千万円を下回っていた。	0	19.10~12
Ⅱ-2-2 業務編・第 一種金融 商品取引 業者	11. 財産・経理	(1) 純財産額の 算出に費す る検 (2) 純財産額の 算出方法	第一種 (その他)	財産の状況に照ら し支払不能に陥る おそれがある状況	金商法第52条第1項第7号	当社の財産の状況は、自己取引についての損失の発生等により債務超過となっていた。	0	20.1∼3
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種 (有価)	自己資本規制比率 の算出誤り	①金商法第46条の3第 1項 ②金商法第46条の4 ③金商法第46条の6第 1項 ④金商法第46条の6第 3項	当社は、基礎的リスク相当額の算出において、営業費用から控除することができない退職金等を控除して当該リスク相当額を算出していたことから、誤った自己資本規制比率を算出し、当局に届け出るなどの行為を行った。	-	22.10~12
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種 (その他)	自己資本規制比率 の算出誤り	金商法第46条の6第1項	当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、(1)平成22年1月18日にA社と合計60百万円の劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、借入期間を同24年3月31日までとする借入を行っている。しかしながら、当該契約においては、「金融商品取引業者等がその元本の支払を行うことにより、金融商品取引法第46条の6第2項の規定に違反することとなる場合には、当該元金の支払を行わない」旨の特約が付されていないため、自己資本規制比率の算出において自己資本の補完的項目に計上できる短期劣後債務の全ての性質を有していないにもかかわらず、これを自己資本の補完的項目に計上している、(2)外国為替リスク相当額の算出に当たって、B銀行の外貨預金(52,480USD)及びディーリングに係る自己建玉を算入していない、こと等により、同比率を誤って算出し、これを当局へ届け出ていた。	_	22.7~9
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種 (その他)	自己資本規制比率の算出に係る不備	①金商法第46条の3第 1項 ②金商法第46条の4 ③金商法第46条の6第 1項 ④金商法第46条の6第 3項	当社は、役職員に対する短期貸付金に係る取引先リスク相当額を計上しなかったこと等から、誤った自己資本規制比率を算出し、以下の行為を行った。 ①算出誤りのある自己資本規制比率を記載した事業報告書を作成し、財務局長に提出した。 ②算出誤りのある自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供した。 ③算出誤りのある自己資本規制比率を財務局長に届け出た。 ④算出誤りのある自己資本規制比率を財務局長に届け出た。	-	21.10~12
	白コ次十年	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種 (その他)	自己資本規制比率 が120%を下回る 状況	金商法第46条の6第2 項	当社は、自己資本規制比率について、控除資産として算出すべき固定資産を適切に処理していないなど、法令に即した算出を行っておらず、また、当該比率は120%を下回り、マイナスとなっていた。	0	19.10~12

7	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等	指摘事項	公表内容	指摘時期
	12. 自己資本規 制比率	(4) 自己資本規 制比率の算 出及び把握	第一種(有価)	自己資本規制比率 が120%を下回る 状況等	(1)証取法第52条第2項 及び金先法第82条第2 項 (2)証取法第52条第3項 及び金先法第82条第3 項	(1) 当社は、システム障害等により、カバー先との外国為替証拠金取引において、顧客からの 注文以上の発注が大量に発生し、自己ポジションを大量に保有し、市場リスク相当額が発生し ているが、その事実を把握していなかった。そのため、自己資本規制比率が一時的に120%を 下回る状況にあったにもかかわらず、その実態を把握していなかった。 (2) 当社は、自己資本規制比率を記載した書面を作成しておらず、公衆の縦覧に供していな かった。	-	20.7~9
	白コ次士!日	(5) 自己資本規 制比率の報 告	第一種 (有価)	長期的かつ複数の 項目に亘る自己資 本規制比率の算出 誤り	③金商法第46条の6第	当社は、(1)債務超過に陥っている取引先への貸付金に関して、リスクウエイト100%として取引先リスク相当額を算出すべきところ、通常の貸付金と同様に25%で当該リスク相当額を計算し、(2)自己保有する金商法第2条第2項第5号に規定するみなし有価証券について、本来であれば、当該有価証券の時価額を計算し、市場リスク相当額として計上すべきところ、金商業等府令第177条第1項第4号ハに規定する控除すべき固定資産等として計算し、(3)子会社に対する貸付金について、本来であれば、関係会社に対する貸付金として控除すべき固定資産等とすべきところ、通常の貸付金として取引先リスク相当額を計算し、(4)他の証券会社へ移籍した元社員に対する金銭貸借について、貸付期間が3年間であることから、本来であれば控除すべき固定資産等として算出すべきところ、短期間が3年間であることから、本来であれば控除すべき固定資産等として算出すべきところ、短期間付金と同様に取引たリスク相当額を計算した。以上の算出誤りの結果、当社は、①誤った自己資本規制比率を記載した業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、公衆の縦覧に供し、③誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、④誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、④誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、④誤った自己資本規制比率を当局へ届け出、④誤った自己資本規制比率を当局	I	20.10~12
	12. 自己資本規 制比率	(5) 自己資本規 制比率の報 告		自己資本規制比率 の虚偽の届出等	①金先法第82条第1項 ②金先法第82条第3項 ③金先法第79条第1項	当社代表取締役社長及び取締役副社長は、その業務に関し、カバー取引先に預託していたカバー取引に係る委託証拠金の一部を国内の預金口座に振り替えたように見せかける架空の資金移動操作を行い、取引先リスク相当額を過小に算出することなどにより、実際よりも過大な虚偽の自己資本規制比率を算出した上で、①当該自己資本規制比率を記載した届出書を当局に提出し、②当該自己資本規制比率を記載した事業報告書を当局に提出した。	0	19.10~12
Ⅱ-2-3 業務編·第 二種金融 商品取引 業者	3. 内部管理	(4) 事務処理の 適切性	第二種	分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を 行う行為	金商法第40条の3	当社は、当社以外の者が無限責任組合員となっているファンドを含む8本のファンドについて、出資持分の私募及び私募の取扱いを行うとともに、実質的にその資産の管理及び運用も行っていたものであるが、各ファンドの資産の管理状況は、4つのファンドの銀行口座により混在して管理されており、かつ、ファンド毎の運用状況も帳簿に記載されていなかった。このように、各ファンドの運用状況が直ちに判別できない状況となっており、当社が行っていた各ファンドの自己私募等は、ファンド間における分別管理が行われていない状況で行われていたものと認められる。	0	23.1~3
II-2-3 業務編·第 二種金融 商品取引 業者		(4) 事務処理の 適切性	第二種	分別管理が確保されいない状況で私 募の取扱いを行う 行為		当社においては、6種の匿名組合契約に基づく権利について、当社の定款及び匿名組合契約書等にて、出資金の分別管理に関する定めがなされていないにもかかわらず、私募の取り扱いを行っている状況が認められた。	-	22.7~9

<u> </u>	姶杏フニュア	JI.	* 番	区分	即区冬立生	(半成19年7月~半成23年3 		
Ⅱ-2-3 業不種金 業不種品取引 業者	検査マニュア 3. 内部管理	ル (4) 事務処理の 適切性	第二種	区分 分別管理が確保されていない状況で 私募を行う行為	関係条文等金商法第40条の3	指摘事項 当社においては、6種の匿名組合契約(以下「ファンド」という。)に基づく権利について、当社の定款及び一部の匿名組合契約書等にて、出資金の分別管理に関する定めがなされていないことに加え、以下のとおり各ファンドの出資金等の分別管理が確保されていない状況にあるにもかかわらず、私募を行っている状況が認められた。 (1) 当社は、6種のファンド毎に異なる出資金受入口座を指定し、各ファンドの出資金は、一旦、各ファンドの出資金受入口座に入金されていた。しかしながら、各ファンドへの出資金が入金された後、当社においては、これらの出資金が一つの口座に集約され、当該口座から各種の費用を支出されているため、当該支出について当社の費用なのか、ファンドに係る費用なのかといった点について、分別した管理が確保されていなかった。 (2) 当社においては、当社が私募を行うファンド(以下「Aファンド」という。)の事業の一環であった販売事業に関する支払いについて、Aファンド以外のファンドの出資金を原資としていた事例が認められるなど、当社のファンドに係る費用の支出について、分別管理が確保されていなかった。 (3) 当社は、急遽資金補給の必要が生じた場合等には、協力者から借入れを行っているとしているものの、当社においては、これらの借入れについて契約書が作成されていない場合もある	公表内容	
Ⅱ-2-4 業務編·投 資助言·代 理業者	1. 投資助言· 代理業	(1) 勧誘状況等	助言	著しく人を誤認させる表示等のある広告を行う行為	金商法第37条第2項	など、資金使途が明確化されておらず、当社固有の財産(当社の借入れ)なのか、ファンドに係る借入れだとしても、どのファンドに係る借入れなのかが判別できない状況となっていた。 当社は、インターネット上に設けたパナー広告において、「発売以来、300人以上のクライアントに1,000万円以上の利益を生み出した投資手法」と掲載していた。 しかしながら、当社では、助言により顧客が利益を得たか否かの状況を把握しておらず、また、300人以上の顧客において1,000万円以上の利益が発生した実績を証するものもなく、当社の投資助言業の実績について、著しく人を誤認させるような表示を行っていた。	-	23.1~3
Ⅱ-2-4 業務編·投 資助言·代 理業者	1. 投資助言• 代理業	(1) 勧誘状況等	助言	金融商品取引契約 の解除に係る不適 切な取扱い	金商法第37条の6	当社は、顧客からの金融商品取引法第37条の6に基づく書面による契約解除(以下「クーリングオフ」という。)の申出に関し、(1)契約の解除を行う旨の書面(以下「書面」という。)の発信時に効力が発生することから、書面発信時に契約が解除されたものとして取り扱うべきところ、申出人に対し契約の継続依頼等のメールや電話連絡を行い、申出人が契約の解除を撤回等した場合に、再契約の取扱いを行わず、当初申出人より提出を受けた書面を無効としている事例が認められた。(2)「解除までの期間に相当する対価の額」を過大に算出するなど、適正な返金額に比べ、少ない金額を顧客に返金していた事例が認められた。	-	23.1~3
Ⅱ-2-4 業務編·投 資助言·代 理業者	1. 投資助言· 代理業	(1) 勧誘状況等	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告を行う行為	金商法第37条第2項	当社は、投資助言業の顧客獲得を目的とした広告において、①当社社員をモデルとした投資家 A氏という架空の人物を創作し、当社の配信している無料メールマガジンに、「『ミスター・ストップ高』と異名をとった投資家A氏。A氏が推奨した新興株は、7割がストップ高をマーク。」などと記載し、多数の者に配信した。また、②当社ホームページに「ストップ高率7割を誇る株式情報をご提供します。」と表示していたものの、当社が買付助言を行った銘柄でストップ高となったものの割合は7割を大きく下回っており、投資助言業務の実績に関する事項について、著しく事実に相違する表示を行った。	0	21.7~9
Ⅱ-2-4 業務編・投 資助言・代 理業者	1. 投資助言· 代理業	(1) 勧誘状況等	助言	著しく事実に相違 する表示のある広 告をする行為	金商法第37条第2項	当社は、ホームページに「会員様の声」として「運用実績」等を紹介しており、当社と投資顧問契約を締結した顧客が、当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容の広告を公開していた。しかしながら、そもそも当社には該当する顧客は存在せず、また、ホームページを作成した当社社長は、根拠となる資料がないことを知りながら、架空の運用実績等を作成し、事実に相違する広告を公開していた。	0	21.10~12

7	検査マニュア.	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	
II -2-4	1.	(3) 禁止行為等	助言	無登録による有価 証券の売買及びそ の媒介行為並びに 投資助言業に係る 顧客を相手方とし た有価証券の売買 の媒介行為	金商法第29条 金商法第41条の3	当社は、前々回検査において無登録の証券業を行ったなどとして、当局から業務停止命令を受けていたが、業務停止期間満了後、著しく悪化していた当社の資金繰りを早急に改善させる策として、未公開会社株式の売買の媒介業務を再開した。また、当社は、当社元社員から売買可能な未公開株式があることを聞きつけ、収益源を確保するため、当該未公開会社株式を当社が一旦買い付けて、一般投資家に転売することで売買差益を得ていた。		21.10~12
Ⅱ-2-4 業務編・投 資助言・代 理業者	1. 投資助言· 代理業	(3) 禁止行為等	助言	顧客に対して金銭 を貸し付ける行為	顧問業法第20条	当社は、当社の助言銘柄である株式の取得資金について、顧客からの要請に応じて金銭の貸付けを行った。	_	19.10~12
Ⅱ-2-4 業務編・投 資助言・代 理業者	2. 内部管理	(2) 事務処理の 適切性	助言	業務に関する帳簿書類の不備	金商法第47条	当社は、前回検査において、「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面について、保存していない。」、「投資顧問契約を締結しようとするときに交付する書面の写しについて、保存していない。」など、多数の法令違反行為等の指摘を受け、当局に対して改善報告書を提出し、これらの指摘事項について改善を図るとしていたものの、その後もこれらの書面を保存していなかった。	-	21.1~3
Ⅱ-2-4 業務編・投 資助言・代 理業者		(2) 事務処理の 適切性	助言	業務に関する帳簿 書類の未作成・未 保存	顧問業法第34条	当社は、顧問業法第34条に規定する業務に関する帳簿書類のうち、「顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の内容を記録した書面」「顧問業法第14条第1項及び第16条第1項に規定する書面の写し」「顧問業法第15条第1項に規定する書面の写し」を作成・保存していなかった。	-	19.10~12
Ⅱ-2-5 業務編·投	1. 投資運用業	(5) 不動産投資 信託等	運用	不適切な利益相反 管理態勢	金商法第51条	当社は、投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている当該投資法人の資産の運用において、当社の親会社等の利害関係を有する者(以下「当社の利害関係者」という。)からの取得となる不動産の鑑定評価を依頼するに際し、以下のとおり、利益相反防止の観点から問題となる、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行い、また、不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。 ①当社は、当社の利害関係者からの取得となる物件の鑑定評価を依頼するに際し、概算の鑑定評価額(以下「概算評価額」という。)の算定を依頼した不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格と同額以上で概算評価額の算定をするよう依頼し、また、概算評価額が売主の売却希望価格に必ず到達するよう特段の働きかけを行う不適切な働きかけを行っていた。 ②当社は、当社の利害関係者からの取得となる物件の鑑定評価を依頼するに際し、複数の不動産鑑定業者に対し、売主の売却希望価格を伝えたうえで概算評価額の算定を依頼し、概算評価額が売まの売却希望価格に達しない場合には、当該希望価格以上又はそれに近似する額が提示されるまで、不動産鑑定業者を追加して概算評価額の算定を依頼するとともに、いずれの物件についても、最高価格であり、売主の売却希望価格以上又はそれに近似する概算評価額を提示した不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼する、売主の売却希望価格を最優先とした不適切な不動産鑑定業者選定プロセスをとっていた。	0	20.4~6
Ⅱ-2-5 業務編•投 資運用業 者	1. 投資運用業	(5) 不動産投資 信託等	運用	利益相反状況にお ける資産運用会社 の忠実義務違反	投信法第34条の2第1 項	当社は、当社が資産運用業務を行っている投資法人と当社の利害関係人との間で、当該投資法人の運用資産として予定していた建物の取得に関し、当該利害関係人が負担すべきテナント集合看板に関する費用を当該投資法人が負担しようとする際、当該看板費用については、当該利害関係人が本来負担することとなっていたことを認識しながら、何らの異議なく、当該当投資法人による当該看板費用の負担を承認していた。	0	20.1~3
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	1. 投資運用業	(5) 不動産投資 信託等	運用	投資法人の費用負担に係る善管注意 義務違反	投信法第34条の2第2 項	当社は、物件の一部を転借りしていたテナントから、投資法人が負担する理由のない、物件取得前における造作物の一部撤去費用及び仮復旧費用等について負担を要請され、これを最低保証賃料から減額した。また、当社は売主が各テナントに設置した火災報知機の修繕に係る費用について、投資法人が負担すべきでないにもかかわらず、これを負担させた。	_	20.7~9

(平成19年7月~平成23年3月に検査を終了したもの)

1	検査マニュア	ル	業種	区分	関係条文等		公表内容	指摘時期
Ⅱ-2-5 業務編・投 資運用業 者	1. 投資運用業	(5) 不動産投資 信託等	運用	投資法人が、資産 運用会社の利害関 係人が本来負担す べきであった費用 を負担している状	投信法第214条第1項	当投資法人は、当投資法人が資産運用を委託している運用会社の利害関係人との間で、当投資法人の運用資産として予定していた建物の取得に関し、当該利害関係人が負担すべきテナント集合看板に関する費用を自ら負担するとともに、これにより当該利害関係人の費用負担を軽減させていた。	0	20.1~3
Ⅱ-2-5 業務編•投 資運用業 者	2. 内部管理	(1) 日常業務の 検証状況	運用	取引モニタリング (売買審査)態勢の不備	_	当社における定期モニタリング事項の中には、ファンド間売買、売買関与率、短期売買、公社債の売買状況、ファイナンス銘柄の売買状況の5項目が定められている。しかしながら、当該5項目の検証作業をみると、全て取引データを入手することにより、日々検証することが可能であるにもかかわらず、月次での検証作業となっており、法令・社内規則等違反がある取引もしくはそのおそれがある取引について、取引モニタリング担当部署がその発生を直ちに把握・認識する態勢となっていないことから、法令等違反行為の未然防止、早期発見・是正の役割を担う取引モニタリングが有効に機能していなかった。	_	22.4~6
Ⅱ-2-5 業務編・投 資運用業 者	2. 内部管理	(2) 約定訂正等	運用	当社等の事務過誤 により発生した損 失を補てんしていな い行為(善管注意 義務違反)		当社は、当社が設定・運用を行っている投資信託において、当社等の事務過誤により発生した 投資信託の資金不足に対し、外貨での資金調達により資金繰りを行ったものについて、当該資 金調達に関する決済上生じた為替差損を補てんすることなく、当該差損を該当する投資信託の 信託財産に負担させていた。	1	20.7~9
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者		(2) 約定訂正等	運用	不適切な事務過誤 処理(善管注意義 務違反)	投信法第14条第2項	当社は、当社で設定、運用を行っている私募投資信託において、運用担当者の事務過誤より生じた損失額について、当該損失額の補てんを行うなどの適切な処理を実施することなく放置し、 当該損失額を受益者に負担させていた。	-	19.7~9
Ⅱ-2-5 業務編·投 資運用業 者	2. 内部管理	(2) 約定訂正等	運用	顧問報酬請求に係 る内部管理態勢の 不備	_	当社は、顧問報酬の算出・点検・検証を行うための態勢が整備・構築されておらず、投資一任契約を締結している顧客に対して、顧問報酬の過大請求を行っていた。	_	19.10~12

※業種については、次のとおりです。

「第一種(有価)」・・・第一種金融商品取引業のうち、有価証券関連業

「第一種(その他)」·・・第一種金融商品取引業のうち、「第一種(有価)」以外(FX等)

「第二種」・・・第二種金融商品取引業

「運用」・・・投資運用業

「助言」・・・助言・代理業

「登金」・・・登録金融機関

「仲介」・・・金融商品仲介業

「特例」・・・適格機関投資家等特例業務届出者

※当委員会が作成している「金融商品取引業者等検査マニュアル」の項目順での記載となっております。

- 注)1 「業種」欄には、指摘事項に係る登録又は届出業種を記載している。
- 注)2 網掛けは、今回公表時において新たに追加した事項である。
- 注)3 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

(平成19年7月~平成23年3月に検査を終了したもの)

検査マニュアル 業種 区分 関係条文等 指摘事項 「公表内容」指摘時期

注)4 この表においては、以下の略称を用いている。

「金商法」・・・金融商品取引法

「金商業等府令」・・・金融商品取引業等に関する内閣府令

「証取法」・・・証券取引法

「証取令」・・・証券取引法施行令

「行為規制府令」・・・証券会社の行為規制等に関する内閣府令

「金融機関府令」・・・金融機関の証券業務に関する内閣府令

「外証法」・・・外国証券業者に関する法律

「外証府令」・・・外国証券業者に関する内閣府令

「金先法」・・・金融先物取引法

「金先規則」・・・金融先物取引法施行規則

「投信法」・・・投資信託及び投資法人に関する法律(平成18年法律第65号による改正前のもの)

「投信法規則」・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

「顧問業法」・・・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律

「犯収法」・・・犯罪による収益の移転防止に関する法律

「本人確認法」・・・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律

「本人確認法施行令」・・・金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令

「公慣規」・・・公正慣習規則